

マルサスの経済思想における貧困問題

渡 会 勝 義

目 次

1 はじめに	1
2 問題の背景	2
3 『人口論』初版における貧困問題	5
3-1 人口論	5
3-2 賃金・雇用	7
3-3 救貧法の影響	10
3-4 貧困対策	14
3-5 食料輸入・移民・私的慈善	16
4 『人口論』第2版―第4版 道徳的抑制・救貧法の廃止計画	19
4-1 救貧法の影響	19
4-2 唯一の解決策としての道徳的抑制	21
4-3 救貧法の漸次的廃止計画の提示	22
4-4 一般原則としての道徳的抑制の普及	24
5 『人口論』第5版 農工併存主義・公共事業	26
5-1 農業主義から農工併存主義へ	26
5-2 失業の新たな認識と一時的解決策としての公共事業	27
6 『経済学原理』賃金の理論・一般的供給過剰の理論	30
6-1 賃金の理論 製造品を含む労働維持ファンド	30
6-2 一般的供給過剰の理論	32
7 むすび	35
注	36
参考文献	38

1 はじめに

周知のように、マルサスの『人口論』初版は直接的にはゴドウィンやコンドルセの平等社会の構想に対する批判として書かれた。しかし、ゴドウィンやコンドルセの平等社会の構想は現実の政策に直接的な関わりをもったものではなかったのであって、したがってその批判がいかに注目を集めたとしても、現実への影響という点では重要ではないと言うべきであろう。マルサスは、しかしながら、当時大きな問題として論争的になっていた救貧法の影響を論じ、その廃止案を提示していた。救貧法に関するマルサスの議論は、その後の救貧法の改正をめぐる政策論争に対して大きな影響を与えたのである。本稿でわれわれが取り上げるのは、貧困および救貧法をめぐるマルサスの議論であり、その議論を検討することで確立途上にあった市場社会についてのマルサスの認識を明らかにすることが課題である。

マルサスの貧困についての考え方の基本は『人口論』初版において与えられているのであるが、その後のマルサスの経済思想の展開の中で少なからぬ変化を見せている。周知のように『人口論』第2版においてマルサスは、『人口論』初版に対するゴドウィンからの反論をうけて、人口増加を現実抑制するものとして初版で挙げていた悪徳と貧困に加えて道徳的抑制を導入した。この道徳的抑制の導入は、マルサスの救貧についての議論に変化をもたらした。すなわちここではマルサスは、道徳的抑制を唯一の根本的な貧困の解決方法であるという認識の下に、道徳的抑制の普及策に議論を集中し、救貧法の漸次的廃止のための具体的計画を提示している。1817年にマルサスは『人口論』第5版を出したのであるが、この間におけるマルサスの経済思想の進化を反映して、マルサスは製造業についての評価を変え、製造業の発展が労働者階級の幸福の増大に貢献する側面を認めるようになった。さらにこの版では、後の『経済学原理』(1820年)において展開される一般的供給過剰の理論のアイディアが現れており、失業労働者の一時的救済手段として公共事業を勧めている。『経済学原理』では『人口論』第5版に現れたアイディアを理論化し、製造品を労働維持ファンドに含めた賃金の理論と一般的供給過剰の理論を展開した。

以下では、主としてマルサスの『人口論』初版(1798年)、『人口論』第2版(1803年)、『ホィットブレッッドへの書簡』(1807年)、『人口論』第5版(1817年)、『経済学原理』(1820年)を検討することにより、貧困と救貧に関するマルサスの考えをその経済思想の進化の中において明らかにする。

2 問題の背景

ここでマルサスの救貧に関する議論の背景を、簡単に見ておこう。マルサスが『人口論』(1798、1803、1806、1807、1817、1826年)を書き改訂し、またリカードと論争し『経済学原理』(1820年)を書いたのは、産業革命が本格的に進行し、それにフランスとの戦争が加わり、イギリスの経済と社会が大きく変化した時代である。この間に人口は1750年の約600万人から1800年には900万人を越え、1821年には1,200万人、1831年には1,400万人近くへと急速に成長した(1)。また農業の不作にナポレオンの大陸封鎖の影響が重なって、未曾有の食料不足と食料価格の高騰があり、ナポレオン戦争終了後には深刻な不況があった。

このような社会と経済の大きな変化の中で、1601年に最終的にまとまった形をとったといわれるエリザベス救貧法が、1834年の新救貧法の成立に至るまで、基本法として存続した。エリザベス救貧法は、両親が扶養し得ない児童の徒弟就業、労働能力をもつすべての貧困者の就業、そのための道具や原材料の提供、労働能力をもたない貧困者の救済を主要な内容としていた。こうした救済を行うため、治安判事は貧民監督官(overseers of the poor)を各教区の世帯主から選任し、貧民監督官は救貧税の課税権をもつことが定められた(2)。エリザベス法の下での救済は、教区を単位として行われるので、その際問題になるのは、救済対象となりうる資格を誰がもつかということであった。そのため1662年には、有名な居住法(Law of Settlement and Removal)が制定された。これは、年10ポンドの価値以下の借家に住む外来者に対して居住権のある教区への強制送還を命じる権限を、治安判事に与えることを規定したものである(Nichollis, vol.1, p.280)。ただし、人が教区に属するという考えは以前からあった。

エリザベス救貧法の基本は、子供を含めて労働能力のあるものはすべて就業させるという点にあったのであるが、子供を徒弟に出すということ以外、その方法については具体的に規定していなかった。そのため労働能力のある貧民を就業させるためにさまざまな試みが行われることになった。それらの中でもっとも普及したのはワークハウスに収容し働かせるという方法であった(1722年のナッチブル法(Knatchbull's Act)は、ワークハウスへの収容を救済の条件とすることができると規定した)。しかし実際にはワークハウスは、単に救済を与える場所として、あるいは怠け者を矯正する場所としても機能した。ワークハウスに収容しての救済は費用が高つくことから、後にはワークハウス外での救済、つまり労働能力のある貧民への生活扶助の支給が行われるようになった(これを正式に認めたのが1782年のギルバート法(Gilbert's Act)である)。

1795年には前年に続く不作のために食料価格が高騰し、労働者の困窮は深刻になった。この状況下で有名なスピーナムランド・システムが導入された。これは、家族の構成と規模に応じて必要な生活費を小麦パンの量で定め、賃金がこの生活費に不足する場合不足分を救貧税から補給するという、賃金補助制度であった。この制度は、パークシャーの治安判事たちが、1795年5月6

日スピーナムランドのペリカン・インに集まって決定した方針に始まる。この制度では、小麦価格の上昇があったとき、貨幣賃金率がそれに応じて上昇しなければ教区補助を増加させることになる。この制度は雇用者によって賃金を抑制するために悪用されたといわれる。

スピーナムランド制度がなくとも、救貧が行われ、貧民が減少しないかぎり、食料(特に主要な穀物である小麦)の価格が上昇すれば、貧民救済のための支出は増加するし、そのための救貧税は増加せざるを得ない。実際に貧民救済のためにどの程度の救貧税が支出され、また受給貧民はどの程度いたのであろうか。確かなことはわからないが、救貧支出は1776年には1,521,732ポンドであり、1783-85年の年平均は1,912,241ポンド、1802-3年には4,077,891ポンド、1812-13年には6,676,844ポンドであったという。つまり、1776年から1813年の間に、4倍以上に増加したことになる。しかし、1814-15年には5,418,846ポンドへと若干減少した。その後、1818年にピークの約800万ポンドに達したが、1823年には約700万ポンドに低下し、1827年に至るまで上昇しなかった(Poynter, pp.19-20, 188, 281)(3)。この間における受給貧民の数についてみると、1802-3年において1,040,716人(同一人が2回以上扶助を受けている場合があり、過大評価となっているという)。このうち、305,899人は恒常的ではなくときどき救済を受けた。恒常的貧民のうちで少なくとも315,150人は14歳未満の子供で、166,829人は老人および労働能力のない人々であった。労働能力のある男女で恒常的に救済を受けている数は、200,000人を越えなかったと思われる。教区の数14,611、ワークハウスの数は3,765、収容者数は83,468人である。ワークハウスの規模はさまざまである。ワークハウスの費用は全体で1,016,446ポンドで、総救済費用の約4分の1を占めた(Poynter, p.189)。

以上のように、1776年から1818年に至る期間には、救貧支出が大幅に増加した。この背景には貧民の増加とともに、小麦価格の上昇があった。小麦の価格は貧困問題に関する議論と特に関連が深いので、以下この間における小麦価格の変化について若干詳しく見ておこう(4)。1776年から1794年の間小麦価格の年平均価格は、最低が1クォーター当たり34シリング8ペンス(1779年)で最高が54シリング9ペンス(1790年)であり、60シリングに達したことはなかった。ところが、1794年と1795年が連続して不作となり、1795年には年平均で1クォーター当たり75シリング2ペンスへと急上昇した。95年の収穫後には100シリング以上になり、96年3月には124シリングにもなったのである。これに対して政府は、穀物の輸出禁止、輸入奨励、小麦以外の穀物やジャガイモの消費の奨励など、さまざまな対策をとった。小麦の輸入量は、1795年の313,793クォーターから1796年には879,200クォーターへと、急増した。

1796年の4月には政府が在庫を放出した結果、70シリングに低下した。1796年の収穫はよく、また1797年、1798年の収穫も悪くなかった。小麦価格は、1796年の年平均78シリング7ペンス、1797年の53シリング9ペンス、1798年の51シリング10ペンスへと低下した。しかしながら、1799年には不作となり、再び小麦価格が上昇した。5月のうちにすでに不作の予想の下に価格が上昇し始め、12月には90シリングを越えた(1799年の平均価格は69シリング)。1800

年にはいると価格は100シリングを越え、7月には134シリング8ペンスに上昇した。1800年の収穫は前年よりもよかったけれども小麦価格はほとんど下がらず、1801年にはいると再び上昇し、3月には154シリング2ペンスという未曾有の価格となった。小麦の輸入量は1800年には1,264,520クォーター、1801年には1,424,765クォーターであった。こうした小麦価格の上昇により、労働者の困窮は深刻なものとなった。イングランドの多くの都市において暴動が起こり、パン屋や穀物商人が暴徒に襲われた(Barnes, p.81)。

1800年には穀物価格の投機をめぐって多数のパンフレットが現れた。マルサスの食料の高価格に関するパンフレットは、そのうちの1つである(後出)。それらのパンフレットで挙げられた穀物価格高騰の原因は、収穫の不足、人口の増加、穀物商人の投機 (forestalling, engrossing, regrating)、耕作のまずさ、農業保護の不足、小規模農家の売り惜しみ (engrossing)、戦争、陸軍と海軍の消費の増加、借地農の手元への独占、虫害、穀物商人の輸入からの撤退、教区の救貧手当の増加等であった。解決策として、講和、政府の統制の増大、自給自足をはかること、よい収穫が来るまで(1795年にとられたのと同じような)一時的対策をとること、穀物投機に対する法律の制定等が提案された(Barnes, p.78)。

1801年には収穫は回復し、以後1804年に至るまで小麦価格の低下は続き、1804年のはじめには1クォーター50シリング以下へと大きく低下した。地主や農業資本家の請願を受けて穀物法の改定が行われ、価格が1クォーター63シリングを下回る場合、輸入穀物に対して1クォーター当たり24シリング3ペンスの関税が課せられることになった(Barnes, p.89)。しかし1804年には不作となり価格が上昇し始め、1805年の春には100シリングを越え、1813年の大豊作に至るまで、結果としてこの穀物法はほとんど機能することはなかった。この間、1809年、11年、12年が不作となり、その結果1810年、12年、13年の年平均価格は100シリングを越えた(1812年の8月には一時155シリングに達した)(Smart 1, p.332)。しかし、1813年の収穫は大豊作であり、小麦価格は暴落を始め、1814年の平均価格は74シリング4ペンス、1815年には65シリング7ペンスとなった。よく知られているように、1815年には穀物法の改正が行われ、輸入制限がさらに強化されることになった。すなわち、小麦の場合価格が80シリングを下回るまで輸入は禁止された。ただし、北アメリカ植民地からの小麦輸入は、価格が67シリングになるまで認められた(Barnes, p.134)。輸入制限は強化されたけれども、ナポレオン戦争が1815年に終わって以後1817-8年に一時的に上昇したが、小麦価格は長期的に低落傾向をたどることになる(1815以降1830年までの小麦の年価格は、平均すると約66シリングであった)。ナポレオン戦争後イギリス経済は不況に陥り、軽微なブームがあったものの、1820年までの回復に向かわなかった(Rostow, p.125, Table)。

3 『人口論』初版における貧困問題

『人口論』初版(1798年)は貧困に関するマルサスの議論の出発点であるので、以下人口論の内容を確認し、初版における賃金、雇用、救貧法の影響、貧困対策についてのマルサスの議論を、ある程度詳しく見ておくことにする。

3-1 人口論

マルサスは人口の原理に基づいて救貧法批判を展開しているので、よく知られているけれども、まずマルサスの人口論を確認しておこう。

マルサスは、次の2つの基本前提から出発する。すなわち、
「第1に、食物は人間の生存にとって必要である。

第2に、両性間の情欲は必然で、ほとんど現在の状態のままであろう。」(1798, p.11)(5)

これらの前提の下にマルサスは、人口の増加力は人間の生存資料を生産する大地の力を上回ると考える。すなわち、「人口は、制限を受けない場合、幾何級数的に増加する。生存資料は、算術級数的にしか増加しない。」(p.14) 第1の前提から、人口は生存資料が許す範囲内に限定されざるを得ない。すなわち、人口の増加を食料の増加が可能とする限度に制限する抑制が、必然的に作用することになる。

人口の増加力は食料の増加力を上回るが現実の人口増加は食料の増加が許す範囲内に押えられざるを得ないということからさらに進んで、マルサスは以下のような帰結を主張する。すなわち、人口は生存手段が増加しなければ増加し得ない、人口は生存手段が存在する場合には必ず増加する、人口の優勢な増加力は貧困あるいは悪徳を生み出さずには制限され得ない、というのである(p.37)。

マルサスは、この制限を予防的制限と積極的制限の2つに分類した。予防的制限は、「家族を扶養することにとまなう諸困難の予見」(p.62)である。積極的制限は人が生まれてから作用する抑制であって、実際の困窮により子供に適切な食物と注意を与えられないことである(pp.62-3)。

予防的制限は、社会のすべての階層に作用すると考えられる。マルサスによれば、社会の最上層に属する男であっても、家族をもつことによって楽しみを削減しなければならないことを考えて、結婚を抑制することがあるという。ジェントルマン階層の場合、結婚することによってより低い社会階層に転落することを恐れて、結婚を抑制するという。商人や借地農の場合、事業が確立するまで結婚を延期する傾向がある。労働者の場合にも、家族を扶養することの困難の恐れからの結婚の抑制は、それを弱める人為的な要因がない場合作用すると考えられる。

「1日18ペンスを稼ぎ、独身者としてある程度快適に生活している労働者は、1人に対してやっと

足りると思われるそのわずかな稼ぎを4人あるいは5人で分ける前に、多少躊躇するであろう。愛する女性と生活するためには、彼はますますきびしい労働に服する気になるであろう。しかし、彼がもし考えるとすれば、彼が大きな家族をもった場合、そしてどのようなものであれ不運が襲った場合、いかなる程度の節約も、また彼の肉体のいかなる行使も、彼の子供たちが飢えるのを見たり、あるいは彼の独立を失い子供たちを養うために教区に頼ることを余儀なくされるといふ心の痛む感覚を味わうことから、彼を免れさせることはできないということを意識するはずである。」(p.67)

ジェントルマンの家庭で働く召使の場合、労働者よりも恵まれた状態にある。しかしながら、彼らは商売や農業をはじめ知識や資本をもっていないので、もし召使として働けなくなった場合には、エールハウスで働くのが唯一の残された途となってしまう。彼らはこのことをよく知っているので、独身のままとどまろうとする (pp.68-9)。

以上が、イングランド社会における予防的制限の作用である。予防的制限は、それに対する障害がない場合、すべての階層を通じて作用するものと考えられているのである。すなわち、「予防的制限はイングランド社会のすべての階層を通じて、ある程度作用しているように思われる。」(p.63) また「この国[イングランド]における人口に対する予防的制限は、その強さの点ではさまざまであるけれども、社会のすべての階級を通じて作用するといっても、私は誇張とは考えないし、それは承認されるであろう。」(p.69)

ただし人口に対する予防的制限は、悪徳を生み出すとマルサスは主張する。「結婚に対するこれらの制限は、実際、結果として世界のほとんどあらゆるところで悪徳を生み出す点で、きわめて顕著である。」(pp.69-70)

積極的制限は困窮から生ずるものであって、主として社会の下層の人々のあいだで作用する、とマルサスは考える。

「私が思うには、死亡表に注意した人々によって、次のことはきわめて一般的に認められてきている。すなわち、年々死亡する子供の数のうちで余りにも大きな割合の子供が子孫に適切な食料と注意を与えられないと思われる人々に属している。彼らは、実際、ときにはきびしい困窮にさらされ、おそらくは不健康な住居と過酷な労働に縛り付けられているのである。貧民の子供の間でのこの死亡率は、すべての都市でつねに注目されてきたものである。確かにそれは、農村では同じ程度では見られない。しかし、この問題はこれまで十分な注意を受けたことがなく、農村においても、中流およびそれ以上の階級の子供たちの間よりも貧民の子供の間で死亡の割合は高くないと、誰も言うことができないのである。実際、6人の子供をもち、ときにパンの絶対的な不足に直面する労働者の妻が、生命の維持に必要な食料と注意をつねに子供に与えられると想定することは、困難であるように思われる。農民の息子たちと娘たちが、現実の生活において空想的な物語のなかで描かれるような薔薇色の天使と見られることはないであろう。労働者の息子たちが

成長を妨げられる強い傾向があり、成熟するのに長い時間がかかることは、農村に長くすむ人々によって、必ず認められることである。14歳か15歳と推定される少年たちが、尋ねてみると、18歳か19歳であるということがしばしばである。鋤を動かすのは確かに健康的な運動であるに違いないが、それをする若者の足のふくらはぎが見えるということはきわめて希である。これは、もっぱら適切な、あるいは十分な栄養の欠如に帰せられる事態である。」(pp.71-3)

以上に見た予防的制限と積極的制限が人口増加に対する2大抑制なのであるが、マルサスはこれらに加えて、女性に対する悪い習慣、大都市、不健康な製造業、奢侈、疫病、そして戦争を制限要因として挙げる。そしてこれらの制限要因は、結局のところ、貧困と悪徳として現れるという(pp.99-100)。これらの要因が作用した結果として、ヨーロッパ諸国における人口増加率は比較的低かった、とマルサスは判断する(p.100)。

3-2 賃金・雇用

マルサスは以上に見た人口論を適用することで救貧法の影響を論ずるのであるが、労働者の貧困の問題を論ずるためには、居住法を含めて救貧法がない場合の資本主義経済において実質賃金率がどのように決定されるかについて説明されなければならない。『人口論』初版においてマルサスはこの点に関し、明示的な説明をほとんど与えていない。しかし、『人口論』初版におけるマルサスの基本的な考え方は、次の引用文に現れているように思われる。

「労働の維持に当てられるファンドは、土地の所有者によって保有される食料の総量が彼ら自身の消費を上回る部分であろう。このファンドへの需要が大きく需要者の数が多ければ、それは当然非常に小さな分け前に分割されることになるであろう。労働への支払いは悪くなるであろう。人々はぎりぎりの生存資料のために労働をするようになるであろうし、家族の扶養は疾病と貧困によって阻害されるであろう。反対に、このファンドが急速に増加しているときには、またそれが要求者の数に対して大きければ、それははるかに大きな分け前に分割されるであろう。豊富な食料を受け取るでなければ、誰もその労働を交換に出さないであろう。労働者たちは安楽と快適のうちに生活し、その結果多数の元気な子孫を扶養することができるであろう。」(pp.205-6)

「このファンドの状態に、あらゆる既知の国の下層階級の人々の間に見られる幸福あるいは困窮の程度は、現在主として依存しているのである。そしてこの幸福あるいは困窮の程度に、人口の増加、停滞、あるいは減少は依存しているのである。」(p.206)

上の引用文における「土地の所有者」は、地主以外に農業資本家および製造業資本家をも含むものと理解しなければならないであろう。またマルサスがここで想定している社会は、「所有者の階級と労働者の階級に分かれており、利己心を偉大な機構の主要なバネとする社会」(p.207)である。

『人口論』初版におけるマルサスは、上の引用文に見られるように、社会の下層階級の人々の幸福が労働維持ファンドに依存するとしていた。マルサスは、人間の幸福を構成する2大要素を、健康、そして生活の必需品と便宜品の支配量と考えており (pp.304-5)、そして労働者階級の幸福は労働維持ファンドの増加に依存すると考えたのである。

「労働貧民の安楽が労働維持に当てられたファンドの増加に依存しており、この増加の速度に非常に正確に比例しているであろうということについては、ほとんどあるいはまったく疑いがあり得ない。そのような増加がもたらす労働の需要は、市場に競争を創り出すことによって、必然的に労働の価値を上昇させる。そして必要とされる手の追加数が養育されるまで、増加したファンドは増加以前と同じ数の人々に分配されるであろう。したがって、各労働者は比較的安楽にくらせるであろう。」(p.305)

このような考え方の上にマルサスは、農業と製造業の発展が労働者階級の幸福にもたらす影響の相違を論ずるのである。スミスは一国の富を、その土地と労働の年々の生産物と定義している。この定義に従えば、富は農産物だけでなく製造品も含むので、製造品の生産だけが増加した場合にも富が増大したということになる。しかしマルサスによれば、これは労働者階級の幸福の増大にはつながらない。なぜならば、製造品が増加しても、それは食料を増加させず、労働維持のファンドの増加をもたらさないからである。

「しかしアダム・スミス博士は、社会の収入 (revenue) あるいは資本 (stock) のあらゆる増加をこれらのファンドの増加として述べている点で、おそらく誤っている。そのような追加資本あるいは追加収入は、実際、それを所有する個人にとっては、それによって彼がより多くの労働を維持することができる追加的ファンドであるとならねに考えられるであろう。しかし、もし社会のこの資本あるいは収入の全部、あるいは少なくとも大部分がそれと比例する食料の量に転換され得るのでなければ、それは追加的な数の労働者の維持のための真実の有効なファンドではないであろう。そして、その増加が土地の生産物からではなく、もっぱら労働の生産物から生じた場合には、それはそのように転換され得ないであろう。」(pp.305-6)

このことを例証するためにマルサスは、投資がもっぱら製造業に対して行われるような場合には、社会はスミスの定義に従えばより豊かになるけれども、労働維持のファンドは増加せず、労働の需要が増加することもなく、労働者階級の幸福は増大しないということを述べる (p.307)。

マルサスによれば、名誉革命以来のイングランドの経済発展は、このような発展パターンをたどった。肥沃な土地の多くが牧場に使われたこと、農業用具の進歩、大農場の増加、農夫小屋の減少の結果、名誉革命期ほど農業従事者は多くなく、人口の増加した分のほとんどすべてが製造業で雇用されたと見る。この間救貧税の増加があったけれども、このことは逆に労働者たちが必需品と便宜品のより大きな支配力をもたなかったことを意味している。つまりこのことは、この間実質賃金率の上昇がなかったこと、労働者階級の幸福の増大がなかったことを示している (pp.319-21)。

「救貧税の大幅な増加は、実際、それ自体、貧民が生活の必需品と便宜品のより多くの支配力をもっていないことを示す強い証拠である。そしてこの点で彼らの状態はよくなったのではなくむしろ悪化したということの考慮に、彼らのはるかに大きな割合が、健康と徳の両方に対して有害な大製造業に雇用されているという事情が加わるならば、最近年における富の増加は労働貧民の幸福を増大させる傾向をもたなかったことが、認められなければならない。」(pp.320-1)

このように、『人口論』初版におけるマルサスは、製造業の発展が労働者階級の幸福を増進しないという認識を明確に示しているのである。

労働維持のファンドが社会の年々の食料生産量から地主階級と資本家階級の消費分を控除した残りからなり、このファンドと労働者人口の比率によって労働の実質賃金率は決まるとするマルサスの考え方に従えば、労働者の消費分に当てられる食料の量が増加しないときには、たとえ貨幣賃金率が上昇しても、それは食料の価格の上昇をもたらすだけで、実質賃金率を上昇させることはない。

「食料のストックが同じままである場合、労働の価格の一般的上昇は名目的な上昇でしかないということは、自明の命題である。というのは、この賃金の上昇に続いて、まもなく、それと比例的な食料価格の上昇が生ずるからである。」(p.309)

マルサスによれば、食料価格のこのような上昇によって追加的な資本が農業に投下されることはない。なぜなら、この場合には食料価格の上昇に先立って労働の価格の上昇があるから、農業の利潤率が上昇しているわけではないからである (p.310)。

以上のように、『人口論』初版においてはマルサスは、労働維持のファンドの中身が食料のみからなると考えており、実質賃金率はこの意味でのファンドと労働力人口の比率で決まるとし、労働者の幸福はこのファンドに依存するという単純化された説明を与えていたのである。そして製造業の発展は労働者階級の幸福の増大に貢献しないという考えを明確に示していた。

雇用の決定に関してもマルサスは、『人口論』初版においては、明示的には論じていない。しかしマルサスは、労働能力と意思がある労働者はすべて雇用されると見ていたように思われる。実質賃金率の決定についての上の説明は、労働の完全雇用を暗黙のうちに前提にしている。さらにマルサスは、消費に当てられないものは必ず貯蓄され投資されると考えていた。

「アダム・スミス博士は、まったく正しく、次のように指摘している。すなわち、個人と同様に国民も、節約によって富裕になり、浪費によって貧困になる。したがって、あらゆる節約家は彼の国にとって味方であり、あらゆる浪費家は敵である。彼が与える理由は、収入から貯蓄されるものはつねに資本に追加され、そして一般に不生産的な労働の維持から取り去られ、価値のある商品に実現する労働の維持に用いられる、ということである。これ以上に正しい指摘はあり得ない。」(pp.282-3)

したがって、ケインズの意味での有効需要の不足による非自発的な失業は存在せず、あり得

る失業は資本の不足、労働者の怠惰、あるいは産業構造の変化に伴う一時的な失業(摩擦的失業)によるものということになる。救貧法や私的慈善がない場合、労働維持ファンドによって維持される労働者人口以上には労働者人口は存続できないはずであるから、資本不足や怠惰による失業はあり得ず、一時的な摩擦的失業のみが考えられる。マルサスは、救貧法や私的慈善がない場合でも、流行の変化から来る製造品需要の変化による一時的な失業があり得ることを認めている。「どのような人口増加が生じようとも、ほとんどすべてが製造業で雇用されなければならない。そしてよく知られたことであるが、絹の代わりにモスリンを採用するとか、あるいはバックルと金属ボタンの代わりに靴紐とおおいボタンを採用する場合のように、単なる流行の気まぐれから生ずる、これら製造業の一部の破産が、自治体法および教区法から生ずる労働市場の諸制約と結びついて、しばしば、何千人という人々を慈善に生活を頼らせるように追いやったのである。」(p.320)

このようにマルサスは、居住法や救貧法、私的慈善のような人為的な要因が存在しない場合、失業は需要構造の変化から生ずる一時的なものしかあり得ないと考えていたと思われるのである。

それでは、イングランドにおける救貧法はどのように作用したとマルサスは考えたのであろうか。

3—3 救貧法の影響

イングランドの救貧法は下層の人々の困窮を救済するという目的で導入されたのであるが、マルサスによれば救貧法は一部の貧民の困窮の程度を軽減したかもしれないけれども、より広い範囲の人々に困窮を拡大する結果となってしまっている。年々巨額の救貧税が徴収されていることを考えれば、これは驚くべき事態であるように思われるのであって、救貧税が横領されていると考える人もいれば、教区委員と貧民監督官によって救貧税の大部分が食事などに消費されていると見る人もいる。しかし、マルサスによれば、こうした結果はなんら驚くべきことではない。救貧法はその目的である貧民を減少させるのではなく、かえって増加させてしまう、とマルサスを見るのである。

マルサスは、イングランドの救貧法は2つの仕方で貧民の状態を抑圧するように作用するという。第1には、救貧法は食料を増加させることなしに人口を増加させる。すなわち、「それら[救貧法]の第1の明白な傾向は、その[貧民]の扶養のための食料を増加させることなく、人口を増加させるということである。」(p.83) 第2には、救貧法は受給貧民の食料消費を増加させる一方で、非受給労働者の生活状態を悪化させ、貧民を増加させる。

第1の効果に関しては、2つのことが主張されている。その1つは、救貧法は人口を増加させるということ、もう1つは救貧法は食料生産を増加させないということである。人口を増加させる

傾向については、マルサスは次のように説明している。すなわち、救貧法は労働者の独立心を弱め、家族を扶養する上での不安を除去することによって、家族を自力で扶養する見通しのない状態での結婚を増加させてしまうというのである。

上に見たように、それに対する障害がない場合、予防的制限はあらゆる階層において作用するのであるが、救貧法は下層階級においてはこの予防的制限の働きを弱めるように作用するという。すなわち、「独立を愛する心は、人間の胸中から消されるのを誰もけっして望まない感情である。イングランドの教区法は、この感情を次第に弱め、そして最終的にはそれを完全に除去してしまうように、すべての制度のうちでもっともよく計算された制度であることが、認められなければならない。」(pp.67-8) 独立心が弱められる結果、「貧民は、独立に家族を扶養する見込みがほとんどないか、あるいはまったくないのに結婚するかもしれない。したがって、救貧法は、ある程度、それが維持する貧民を創り出すといってもよいであろう。」(p.83) さらに救貧法は、労働者の慎重さをなくさせ、貯蓄心をなくさせるという。

「それら[救貧法]が貧民の間に見られる不注意さと節約心の欠如に強力に貢献しなかったと考えるのも、また困難である。これらは小商人や小農業者にしばしば見られる性格の正反対のものである。通俗的な表現を使えば、労働貧民はつねに手から口への生活をしているように思われる。彼らの現在の必要が彼らの全注意を占めており、彼らはほとんど将来のことは考えない。貯蓄する機会を得た場合にも、彼らは減多にそれを実行しないで、彼らの現在の必要を越えるものはすべて、一般的にいえば、エールハウスにいつてしまう。イングランドの救貧法は、それゆえ、ふつうの人々の間の貯蓄の能力と意思の両方を減じ、まじめさと勤労への、また結果として幸福へのもっとも強力な動機の1つを弱めるといってよいであろう。」(pp.86-7)

もう1つは、救貧法は食料を増加させないということであるが、これは次のように説明される。救貧法は富者から貧者への所得の移転を行うのであるが、この所得の移転は人口の増加に対する予防的制限の作用を弱め、人口を増加させる方向に作用するけれども、生存資料を増加させるようには作用しないという。

マルサスは、1日当たり18ペンス(1シリング6ペンス)を稼いでいる労働者が所得の移転を受けて、1日当たり5シリングを得るようになった例を取り上げる。このことは、一方では、労働者に実質所得が増加したという錯覚を抱かせ、人口増加への刺激となる。しかしながら、実際には、この所得の移転は生存資料を増加させるわけではなく、生存資料の価格を上昇させるだけであるという。

「各労働者への1日当たり3シリング6ペンスの移転は、国の肉の量を増加させないであろう。現在は全員がかなりの分け前を得るのに十分なだけではない。この場合、結果はどうなるであろうか。肉市場での購買者たちの間での競争は、ポンド当り6ないし7ペンスから2ないし3シリングに、価格を急速に上昇させるであろう。そしてその商品が現在よりも多くの人々の間で分けられることはないであろう。ある財貨が希少で、全員に分配することができない場合、もっとも有効な権

利証を提示することができる者、すなわちもっとも多くの貨幣を提供する者が所有者となる。」(pp.75-6)

ここで取り上げられている例は食肉の場合であるが、上の議論は基本的な食料である穀物にも適用される。

「任意の国の食料の量が多年の間同一にとどまるものと想定しよう。この食料が各人の権利証の価値、すなわち極めて広く需要のあるこの商品に彼が支出することができる貨幣額に従って分割されなければならないことは、明らかである。それゆえ、1組の人々の権利証の価値は他の組の人々の権利証の価値を減ずることなしには、増加し得ないことは、明白な真実である。もし金持ちが寄付をして、彼らの食卓で節約することなしに50万人の人々に1日あたり5シリングを与えるならば、これらの人々は当然より快適な生活をするようになり、より多くの量の食物を消費するようになるので、他の人々の間で分けられるべき残りの食料はより少なくなり、そしてこの結果、各人の権利証の価値は減少する、ないしは同じ数の銀片はより少量の生存資料しか購買しないであろうこと、これにはまったく疑いがない。」(pp.80-2)

上の説明ではマルサスは所得の移転があった場合にも、生産量の変化はないと仮定している。しかしながら、富者から貧者への所得の移転があれば、食料に対する需要は増加し、この需要の増加に対して生産が増加する可能性がある。このような批判をマルサスは予測しており、生産の増加があるとしても、人口の増加がそれを上回るという。すなわち、「これらの空想上の富が人口に与えるであろう刺激はそれ[生産の増加]を上回るであろうし、そして増加した生産物はそれに比例する以上に増加した数の人々の間で分けられなければならないであろう。」(p.77) マルサスは、このように、たとえ生産の増加があったとしても、その増加率は人口の増加率に及ばないと見るのであるが、生産が増加するのではなく減少する可能性さえあると指摘する。それは、所得の移転によって労働者が豊かになったと錯覚し、勤労意欲を低下させ、怠惰になる可能性があるからであるという(pp.77-8)。

マルサスは食料と製造品を区別し、製造品は需要が増加すれば生産も増加するのに対して、食料は需要が増加しても生産は容易には増加しないという。

「つねに次のことが想起されるべきである。すなわち、食料とその原料が豊富に存在する加工品との間には、本質的な相違があるということである。後者に対する需要は、必要とされるだけの大きな量を必ず生み出すであろう。食料に対する需要は、けっしてこれと同じ創造力をもたない。肥沃な土地がすべて所有されてしまっている国においては、農業者が数年間は利益のあがる収穫を期待できないような土地に肥料をやるようにさせるためには、高い価格が必要である。そして利益の見込みが十分に大きくなってこの種の農業事業が奨励される以前には、また新しい生産物が増加してくるまでの間は、生産物の不足から大きな困窮に耐えなければならないかもしれない。生存資料の量の増加に対する需要は、ほとんど例外なく、どこでもつねにあるのであるが、人が長く居住してきたすべての国において、いかにゆっくりとしか応えられないものであるか、これ

は明らかであろう。」(pp.90-1)

以上の例が示すように、食料については、需要が増加しても供給は容易に増加し得ないというのが、マルサスの強い確信であったと思われるのであって、救貧法批判のなかで繰り返して述べているのである。

第2の救貧法の作用については、マルサスは次のように説明する。すなわち、救貧法による所得の移転によって受給貧民が購買力をもつようになる結果、食料に対する需要が増加するのに対して、上で見たように食料の供給は増加しないので、食料価格の上昇が生ずる。この結果、非受給労働者の実質賃金率は低下し、彼らは貧困化する。「ワークハウスにおいて一般に社会のもっとも重要とはみなされない部分によって消費される食料の量は、さもなければより勤勉でより価値のある成員に属するであろう分け前を減少させる。そしてこの結果、同様にしてより多くの人々が扶助に依存するのを余儀なくする。もしワークハウスにいる貧民が現在よりもよい生活をするようになるとすれば、社会の貨幣のこの新しい配分は、食料の価格の上昇をもたらすことによって、ワークハウスの外にいる人々の状態をいっそう顕著に悪化させる傾向があるであろう。」(p.84) また上で見たように、食料に対する需要は、第1の作用による人口増加によっても生ずるので、非受給労働者の実質賃金率の低下、貧困化はますます進むことになる。その結果、「イングランドの教区法が食料の価格を引き上げ、労働の実質価格を引き下げるのに貢献したことについて、私は何の疑いも感じない。したがって教区法は唯一の所有物が労働であるような階級の人々を貧困化させるのに貢献したのである。」(p.86)

以上は、労働者が困窮に陥った場合の教区による救済がもたらす影響についての分析である。教区による救済以外に、労働の移動を制限する居住法があった。居住法は労働の移動を阻害することによって、労働が需要のあるところに移動するのを妨げ、賃金率の上昇を抑え、労働者の困窮を増している、とマルサスは指摘する。

「これらの法[居住法]によって労働市場に生じる持続的な障害は、自分自身を扶助なしに維持しようと苦闘している人々の困難を増す不断の傾向をもっている。」(p.92)

「労働市場における自由の欠如、これは多かれ少なかれすべての社会において、教区法、あるいは金持ちの間における結託の容易さと貧民の間における結託の困難さという、より一般的な原因から生ずるものであるが、労働の価格が自然の期間上昇するのを妨げ、それより若干長い期間、おそらくは欠乏の年に要求がやかましく、必要が余りにも明らかで抵抗できなくなるまで、それを抑制するように作用するのである。」(p.35)

このように救貧法と居住法は、一緒になって、労働の賃金を押し下げ、労働者の困窮を増すように作用するというのである。そして救貧法は、貧困を軽減するのではなく、逆に増加させてしまうというのが、マルサスの分析である。

3-4 貧困対策

マルサスは社会の下層の人々の貧困の原因は人口の原理に基づく根深いものであって、容易に解決できるものではないと考える。しかし、現行の貧困を軽減させるための方策を提示する。

まずマルサスは、『人口論』初版が出る少し前に議会で論じられていたピットの救貧法改正案をとりあげ、批判する。ピットの救貧法案は1796年12月に議会に出され、さまざまな批判を招き、結局議会は通過しなかった。ピットの法案は多くの内容を含んでいた。主な内容としては、救貧行政の改革、勤労学校の設置、大家族への特別手当、乳牛手当である(6)。

救貧行政に関しては、貧民監督官 (Overseers) から選ばれる救貧委員 (Wardens) が実際の救貧行政を担当し、巡視官 (Visitors) の中から交代で選ばれる貧民救済官 (Guardians) が救貧委員を監督する。また治安判事 (Justices of the Peace) には広範な権限が与えられる(教区の統合、巡視官として行動すること、救済の命令など)。さらに、救貧のための支出と貧民の状況について中央機関に報告することが義務づけられる。勤労学校 (Schools of Industry) は貧民の子供を収容し労働をさせ、勤労の習慣を身につけさせることを目的とする。法案では、貧民は教区に対して巡視官が定めた賃金率で働く仕事を要求する権利をもつ。また私的に雇用されている労働者は、雇用者が市場賃金率を支払わない場合には賃金を市場賃金率まで補填することを教区に要求できる。また2人を越える子供をもつ父親、または1人を越える子供を持つ未亡人は、超過した子供1人について、自分の家あるいは勤労学校で救済を受けることができる。これには、超過した子供1人に対して、最低週1シリングの手当を支給するという修正が付された。特に必要な場合に貸し付けをするという条項に、貧民に乳牛を買い飼う資金を与えるという条項が追加された。法案には、病気や老齢に備える教区基金 (Parochial Fund) の提案と、5年の居住の後に居住権を与えるという条項が含まれていた (Poynter, pp.63-5)。

ピットの法案の中でマルサスが特に取り上げて批判したのは、子供の数が多い場合の扶助の提案であった。すなわち、子供の数が所定の数を超過する場合、超過した分の子供1人当たり週最低1シリングを支給するという条項であった。

「それ[その条項]には、国の生産物を増加させる傾向を見いだすことができない。そしてもしそれが生産物を増加させることなく人口を増加させるならば、その必然的で不可避な結果は、同じ生産物がより多くの人々の間で分けられなければならないということであり、そしてその結果1日の労働がより少ない食料しか購買しないであろうということであるように思われる。したがって貧民は、一般により困窮するに違いない。」(p.135)(7)

マルサスは、貧困問題は根本的には解決不可能と考えるので、以下のような軽減策を提示する。

救貧法と居住法の廃止

第1には、救貧法と居住法の廃止である。上で見たように、救貧法は労働者の独立心をなくし

予防的制限の作用を弱め、教区扶助に頼る貧民を増加させるばかりでなく、労働者全体の生活水準を低下させている。居住法も労働者の移動の自由を奪い、労働需要のあるところへの移動を阻止することによって、教区扶助への依存を余儀なくし、独立している労働者の賃金を低く押さえる役割を果たしている。

「軽減策だけが、事態の性質上可能である。それは、第1には、現行のすべての教区法の完全な廃止でなければならない。これは、ともかくも、イングランドの農民に、彼らが現在もっているとほとんど言えない束縛からの解放と行動の自由を与えるであろう。そうすれば彼らは、何の妨害もうけないで、仕事がより豊富にありより高い労働の価格が得られる見込みのあるところならばどこにでも、居住することができるようになるであろう。その場合、労働市場は自由となり、現在のはしばしばかなりの期間にわたって労働の価格が需要に従って上昇するのを妨げている諸障害は除去されるであろう。」(pp.95-6)

農地開発に対する報奨金、農業の促進

第2には、新しい土地の開墾に報奨金を与え、製造業よりも農業、そして牧畜よりも耕作の促進に奨励が与えられるべきであると主張する。そしてさらに、製造業を有利にし、農業賃金を製造業の賃金よりも低くしている諸制度が撤廃されるべきであるとする。というのは、製造業を有利にするこれらの諸制度が残っている間は、十分な量の食料を生産することはできないからである。

「そうした農業の促進策は、増大する量の健康的な仕事を市場に供給し、同時に国の生産物を増加させることにより、労働の相対価格を上昇させ、そして労働者の状態を改善するであろう。現在よい状況にあり、教区の扶助が得られる見込みがなければ、労働者はますます、彼自身あるいは彼の家族の病気に対して備える団体に入ることができるようになるであろうし、また入る気持ちも強くなるであろう。」(pp.96-7)

極度の困窮の救済のための州のワークハウス

第3にマルサスは、極端な困窮の場合に備える州 (county) のワークハウスの設立を提案する。そのワークハウスは、王国全体から徴収される税によって維持され、すべての州の人々が無料で利用でき、またすべての国の人々にも開放される。しかし、そこでの待遇は楽であってはならず、労働の能力のある者は働かなければならない。マルサスは、このワークハウスが困窮時の快適な避難所ではなく、過酷な困窮に陥ったときにそれをある程度軽減する場所とみなされるべきであると考えている。またマルサスは、このワークハウスの一部としてか、あるいは別個の施設として、自国民であれ他国民であれ、誰もが1日の仕事をし、労働の市場価格を受け取ることができる場所をつくることを提案する (pp.97-8)。

このようにマルサスは、公的な制度としての貧民救済を全面的に否定するのではなく、極端な

困窮の場合については一時的救済策が考えられる必要があるとみていたのである。しかしマルサスは、現行の救貧法の廃止をこうした軽減策の前提としていることに注意しなければならない(p.98)。またマルサスは、救貧の対象になることは不名誉なことと考えられるようにしなければならないという(pp.85-6)。

「個々の例についていかに過酷に思われようとも、扶助に頼る貧困は不名誉なものとみなされるようにすべきである。このような刺激は、人類の大多数の人々の幸福を促進するには絶対に必要である。またこの刺激を弱めるあらゆる一般的な試みは、その表面上の動機がいかに善意から出たものであろうと、つねにそれ自身の目的を挫折させるであろう。もし人々が、独立して自分の家族を扶養する可能性がほとんどないか、あるいはまったくないのに、教区の扶助を当てにして、結婚する気になるならば、彼らは不当にも彼ら自身と彼らの子供の上に不幸と従属をもたらすようにさせられるだけでなく、彼らは、知らないうちに、彼ら自身と同じ階級のすべての人々を傷つけるようにさせられるのである。家族を養うことができずに結婚する労働者は、ある点では彼の仲間のすべての労働者の敵とみなしてよいであろう。」(pp.85-6)

3-5 食料輸入・移民・私的慈善

マルサスが『人口論』初版で提示した貧困軽減策は、以上の通りであるが、貧困を軽減する方法は他にもありうる。他の方法について、マルサスはどのように考えていたのであろうか。食料輸入、移民、私的慈善について見てみよう。

食料輸入

労働維持ファンドが食料からなり、食料が増加すれば労働者の幸福が増進するというマルサスの考えからすれば、輸入を食料不足の有効な解決策として考えても不自然ではない。しかしマルサスは、食料輸入を解決策として勧めない。マルサスによれば、食料の輸入が生ずるためには、それ以前に食料の価格が高いという条件が必要である。小国であれば少量の輸入で十分であろうから、大幅な価格の上昇は必要でなく、輸入は有効な解決策であるかもしれない。しかし大国の場合には、輸入によって補わなければならない食料は大量となり、大幅な価格の上昇が前もって必要となることから、輸入は大国にとって有効な解決策とはならないという。

「国の追加的資本はその資本で雇用されるであろう人々を維持するのに十分な食料を輸入することを可能にするであろう、ということがまた言われるかもしれない。オランダのように、大規模な海軍をもち、充実した内陸輸送網を備えた小国は、実際、効果的な量の食料を輸入し配分することができるであろう。しかし、この点に関してより不利な条件下にある大きな国において輸入と配分が必要に応ずるようにするためには、食料の価格は非常に高くならなければならないであろう。」(p.311)

当然のことながらマルサスは、イギリスは大国の部類に属すると考えていた (pp.311-2)。

移民

国内の土地が十分な食料を生産できないで労働者階級の貧困が生じている場合は、移民が1つの解決策となり得るはずである。しかし、貧困問題の解決策としてマルサスは、移民を勧めない。というのは、移民は慣れ親しみ親類縁者が住む国を捨てるということであるから、移民者が現在住んでいる国で大きな不幸を経験している場合にはじめて決意するものであり、また移住先では大きな苦難を経験するであろうからである。

「大量の移民は、必然的に、去る国における何らかの種類の不幸を意味する。というのは、現在いる国での何らかの持続的な苦難の諸原因かあるいは移住先での何らかの大きな利益の望みがなければ、家族、縁者、友人、そして故国を捨て、経験したことの無い外国の気候の下に定住先を求めるような人はほとんどいないであろうからである。」(p.24)

「私は明白な理由によって移民に注目しなかった。もしそのような社会がヨーロッパの他の場所につくられるとしても、これらの国も人口に関して同じ困難の下にあり、その中に新しいメンバーを入れることはできないであろう。…われわれは、度重なる経験から、人々は自分自身の国を捨てる決心をする前に、いかに多大の困窮と苦難を経験するか、またもっとも魅力的な新しい定住地に出発するという提案が、ほとんど餓死しかかっていると思われる人々によっていかにしばしば拒絶されたかということを知っている。」(pp.208-9)

私的慈善

上に見たように、マルサスは特別な窮迫の一時的な救済を除いて、公的な救済に基本的に反対であった。それでは、私的慈善についてマルサスはどのように考えていたのであろうか。マルサスの救済についての考え方からすれば、私的な慈善による救済も、生産を増加させないで人口を増加させる傾向をもっている点では同じであり、したがって当然批判の対象となる。私的慈善についてマルサスは、『人口論』初版では余りふれていないけれども、ゴドウィンの平等社会の構想に対する批判の中で、私的慈善が貧民の従属を生むとして批判している。マルサスの考えでは、富裕階級が自らの持てるものを貧民に分け与えるとしても、全体を救うことはできない。このことから私的慈善は、その対象を選んで行われざるを得ない。このことが、救済を与えられる側には救済を与える者に対する従属関係を生み出すとする。

「人口の原理から、十分に供給されている人々よりも欠乏状態にある人々の方が多いであろうということが、明らかとなった。金持ちの余剰は3人にとって十分であるかもしれないが、4人が援助を求めるであろう。彼は、4人から3人を選べば、必ず彼の選択の対象になった人々に対して大きな恩恵を与えることになる。これらの人々は、彼ら自身彼に対して大きな恩義があると考えるに違いないし、また自分たちの生活は彼に依存していると考えるに違いない。金持ちは彼の権力

を感ずるだろうし、貧乏人は彼の従属を感ずるであろう。そしてこれら2つの印象が人間の心を与える有害な影響は、よく知られている。」(pp.291-2)

マルサスは、対等な交換関係が独立の精神をもたらすと考える。労働と交換に賃金をうることは対等な交換であるとして、次のように述べる。

「事物の現在の状態においては、そして特に労働が求められているときには、私のために1日の労働をする人は、私が彼に与える恩恵とまったく同じ大きさの恩恵を私に与える。私は、彼が欲するものをもっている。彼は、私が欲するものをもっている。われわれは円満な交換をする。その貧しい人は、意識の上で独立した状態で立って歩く。そして彼の雇用者の精神は、権力の感覚によって害されない。」(pp.292-3)

上で見たように、『人口論』初版でマルサスは、商業や製造業の発展は労働維持のファンドの増加をもたらさず、したがって労働者階級の幸福の増大には貢献しないとしている。しかし、商業や製造業の発展は、人々に対等な交換関係の機会を提供し、自由をもたらした点は評価できるといふ。

「300年か400年以前には、イングランドにおいては現在に比べて、人口に対してはるかに少ない労働しなかったのは疑いない。しかしはるかに多くの従属があった。もし貧民が大地主の助成に依存するのではなく、製造業の導入によって大地主の食料と交換に何かを与えることができるようにならなかったならば、われわれは現在程度の市民的自由 (civil liberty) をおそらく享受していないであろう。商業や製造業の最大の敵でさえも、また私は商業や製造業の確固とした味方であるとは自分自身考えていないのであるが、それらがイングランドに導入されたとき、それらに続いて自由がやってきたことは認めざるを得ない。」(pp.293-4)

マルサスによれば、慈善心 (benevolence) はおそらくは利己心 (self-love) から徐々に発生してきたものであり、高貴な性質の1つであるけれども、その役割は利己心がもたらした害悪の一部をやわらげるところにあり、決して利己心にとって代わることはできない (pp.294-5)。

『人口論』初版においてマルサスは、居住法を含めた救貧法の影響を、一方で予防的抑制を弱め人口増加を促進するのに、他方では食料生産を増加させることがなく、実質賃金率を低下させ労働者階級全体の生活水準を低下させ、貧民を増加させるものとしてとらえた。そして貧困軽減策として、救貧法を廃止して、農業生産を奨励することを主張した。ただし、マルサスは救貧法の廃止を主張したといっても、廃止の具体的な方法を示したわけではない。また貧困軽減策の1つとしての農業生産の奨励の主張は、労働維持ファンドが食料のみからなり、製造業の発展は労働者階級の幸福の増大につながらないという考えからきたものであり、この段階におけるマルサスの農業主義を表すものといえよう。

4 『人口論』第2版—第4版 道徳的抑制・救貧法の廃止計画

周知のようにマルサスは、『人口論』第2版(1803年)において人口の抑制をもたらすものとして貧困と悪徳に道徳的抑制を追加した(James 1, p.18, 23)(8)。しかし人口に関する考え方は、基本的に変わっていないと言ってよいであろう。われわれにとって問題なのは、資本主義社会における下層階級である労働者階級の状態を左右する条件についての考え方が変化していたかどうかということであるが、労働維持ファンドが食料からなり、このファンドの増加速度に労働者階級の幸福あるいは安楽が主として依存するという『人口論』初版での考えは、基本的に維持されている。このように見ると、『人口論』第2版において人口と賃金率決定に関して新しく登場した要素は道徳的抑制だけであるということになる。しかし道徳的抑制の追加は、人口に関する考え方に基本的な変化をもたらさなかったとはいえ、貧困の解決策についての考え方には大きな変化をもたらした。すなわち、道徳的抑制が追加されたことによって、『人口論』の中心主題はゴドウィンやコンドルセーらのユートピア的な平等社会の構想に対する批判から、資本主義社会における貧困問題の解決へと大きく移行したのである。

4-1 救貧法の影響

上で見たように、1799年から1801年にかけては不作による小麦価格の激しい高騰が生じ、貧民の困窮が深刻化し、暴動まで発生するに至った。『人口論』の第2版は1803年に出版されたのであるが、この間マルサスは食料価格の高騰の原因を論じたパンフレット、『現在の食料の高価格の原因の研究』(1800年)(9)(以下『食料高価論』と略称する)を発表している。

1799年から1800年の小麦価格の上昇の原因を、何らかの不正、穀物商人の投機、あるいは紙幣の増発とする見解が広まっていた(1800, p.7, 22)が、マルサスの見解では、小麦価格の上昇の最初の原因が不作にあるとしても、価格の高騰を激化させたのは小麦の価格に比例する教区手当である。小麦価格に比例する教区手当が小麦価格を累積的に上昇させるメカニズムについては、マルサスは『人口論』初版で示した論理を適用する。すなわち、供給量が一定で増加しないときに、購買力が増加すればするほど価格が上昇するという説明である(1800, pp.7-18)。紙幣の増発はこの結果として生じたものであって原因ではないとする(1800, pp.22-3)。マルサスは救貧法には反対なのであるが、この時の教区手当の増加による小麦価格の上昇の激化については、必ずしも否定的な評価を与えていない。すなわちマルサスは、救貧手当による穀物価格の激化が深刻な食料不足の影響をより多くの人々の間に拡散することで緩和したというのである。これは、少数の人々に食料不足の影響が集中して悲惨な結果を招くよりも、ましな結果であると考えているのである。さらに高価格には、穀物消費の節約や輸入を促進する作用があったことも指摘する

(1800, pp.18-20)。

第2版における救貧法に関する議論は、1800-1801年の食料不足と食料価格の高騰を背景としており、『食料高価論』における以上の議論を取り入れている。これは、救貧法の影響に関する説明で初版に比べて変化した点の1つである。ただし、これは深刻な食料不足における不足の影響を緩和する効果を認めたのにとどまることに、注意しなければならない。つまりマルサスは、「この国に救貧法がなかったとすれば、非常に過酷な困窮の例は多少増えていたかもしれないけれども、普通の人々の幸福の総量は現在よりもはるかに大きくなっていたであろう」(James 1, p.361)と考えていたのである。

エリザベス救貧法に対する批判

エリザベス救貧法は、貧民の子供を含めた労働能力のある貧民をすべて就業させることを規定していた。『人口論』第2版では、マルサスはこのエリザベス救貧法の規定を取り上げ、批判する。マルサスによれば、教区扶助によって雇用を増加しようとしても、それが労働維持ファンドを増加させない以上、全体としての雇用を増加することは不可能である。「エリザベス救貧法第43条の規定を恒久的な法として適切に履行することは、物理的に不可能である。」(James 1, p.362)

エリザベス救貧法の規定は、一方では結婚を奨励し、人口を増加させる傾向がある。他方では、もしエリザベス救貧法に従って製造業に貧民あるいは子供を雇用する事業が成功した場合には、同種の生産物を生産する独立した(つまり教区扶助に依存しない)労働者を雇用する事業は競争上不利な状況に置かれ、独立労働者が職を失うかあるいはより悪化した条件下におかれることになるであろう。(ただし実際には、貧民を雇用する多くの試みは失敗に終わった。)結果として、エリザベス救貧法の貧民を就業させるという規定は、貧民を減少させるのではなく、かえって増加させるであろう (James 1, pp.364-5)。

エリザベス救貧法が不可能なことを保証しているのは、貧民に対する欺瞞以外のなにものでもない、とマルサスはいう (James 1, p.364)。にもかかわらずエリザベス救貧法が法律として存在し続けているのは、エリザベス救貧法が実施されなかったか、あるいは不完全にしか実施されなかったからである。そしてマルサスは第2版においては、救貧法が人口に対する予防的制限として作用する側面があることを指摘している。第3版 (1806年)と第4版 (1807年)ではこの点に関し、次のような具体的な説明が追加されている。

「しかし救貧法による奨励にもかかわらず、結婚の頻度を抑制する独立と慎重の精神以外に、これらの法律自体が無視し得ないほどの制限を生み出し、そして一方でそれらが奨励するものを他方で阻害する。各教区はその教区の貧民を扶養する義務があるので、貧民が増加するのを当然恐れる。そしてすべての地主が、その結果として、(労働に対する需要が真に差し迫っている場合を除いて)、小屋 (cottages) を建設するよりもむしろ引き倒そうとする気持ちになる。この小屋の不足は、必然的に、結婚に対する強力な抑制として作用する。そしておそらくこの抑制が、われわれが

これほど長期にわたって救貧法制度を存続させることができた主な理由である。」(James 1, p.363. 文中のカッコ内の部分は第4版で追加された。)

また、例えばワークハウスの劣悪で不健康な条件に見られる救貧法の実際の執行の過酷な側面が、実際に生じた過剰人口を一掃してしまったことを指摘する (James 1, pp.363-4)。このようにマルサスは救貧法に人口増加を抑制する側面があることを認めるのであるが、その抑制は労働者にとっての不幸の上に立っている。労働者の幸福の増進につながるのは、あくまでも労働者自身による自主的な抑制であった。

4-2 唯一の解決策としての道徳的抑制

こうした観点からマルサスは、第2版で追加した道徳的抑制を重視し、これが貧困問題を解決する唯一の恒久的な方法であると考えた。マルサスは、道徳的抑制は他者の協力を必要とせず自分で実行することができる唯一の方法であり、それを実行した成果を自分で享受することができる、非常にわかりやすい方法であるという。すなわち、「全体の幸福は個々人の幸福の結果でなければならず、したがって個人から始めなければならない。いかなる協力も必要でない。各段階が明らかである。自分の義務を忠実に果たす者は、どれだけ多くの他の人々が失敗しようとも、その全成果を刈り取る。この義務は明白であり、もっとも理解力の低い人にもわかる。」(James 2, p.105) そしてもしこの道徳的抑制が社会に広く行きわたったならば、市場における労働の供給が制限され、実質賃金は上昇し、労働者は家族を自分で十分に扶養することができるようになり、貧困はほとんど存在しなくなるであろうと考える (James 2, p.97)。

マルサスは、道徳的抑制が自由と両立しうる唯一の恒久的な解決の途であると考えているのであるが、このような道徳的抑制が容易に社会に普及するとは見なかった (James 2, p.104)。しかしマルサスの考えでは、「情欲の衝動がいかに強力であろうとも、それらは一般に理性によってある程度修正される。そして、もし貧困の恒久的な真の原因が明確に説明され、各人の胸中に強力にたたき込まれるならば、そのことは各人の行動に対して、ある程度、そしておそらくは無視できない影響を及ぼすと考えすることは、まったく空想的であるとは思われない。」(James 2, p.106) 貧民は、救済手段は他の誰のでもなく彼ら自身の手の内にあること、政府にも解決能力はないことが教えられなければならないという (James 2, p.107)。

道徳的抑制の普及は労働力の供給を制限することによって実質賃金を引き上げるというのであるが、同じことが労働者の団結によっても可能ではないかと考えられる。しかしマルサスは団結は違法であり、また有効な解決策とはならないとみる (James 1, p.375)。マルサスの考え方では、労働者が団結して人為的に賃金を高い水準に維持するならば、雇用が減少し失業が発生する。この場合発生した失業者を扶養する費用と人為的に高められた賃金によって得られる利得とが相殺し、全体としては労働者階級の利益にはならないという (James 1, p.375)。

救貧法は、貧民階級の間において、政府が貧民の生活を保障するという、不可能なことが可能であるかのような誤解を与え、家族を養う責任を取り除くことによって、道徳的抑制を行う精神の形成を妨げている。私的慈善も、この点では同じであるという (James 2, p.120)。救貧法を廃止し、貧困の真の原因を理解させ、その解決手段は自らの手にあることを理解させることが、貧困問題の解決に不可欠であるというのがマルサスの主張である。マルサスは、救貧法や個人的慈善による救済を排除し、自然の法則の過酷な側面を労働者に教えることによって、労働者は道徳的抑制を実行するようになるであろうと予測する。

「いったんこの主題に教区法や私的慈善によって投げかけられた不明瞭さが取り払われたときには、各人がそうした義務についてもっとも強い確信を感じるに違いない。もし彼が彼の子供たちを養えないときには、子供たちは飢え死にしなければならない。そして彼が彼の子供たちを養うことができないであろう可能性がかなり高いのに結婚するならば、このことによって彼自身、彼の妻、そして彼の子供にもたらすすべての害悪に対して責任を負わなければならない。勤労と節約によって彼が彼の結婚から当然に期待する子供を養うことができるようになるまで結婚を延期することが、明らかに彼の利益であり、彼の幸福の促進に大いに貢献するであろう。」(James 2, p.105)

第3版では、政府が貧困の除去のために果たすことができる役割について、論じられている。すなわち、政府は直接貧困を解決する能力をもっていないが、道徳的抑制の普及を助けることによって、間接的に影響することができる。またマルサスによれば、道徳的抑制の形成のためには、第1に財産権の完全な保障がなければならない、第2には平等な法律によって下層階級が尊重され重視され、下層階級が政治に対してある程度の影響力をもつことが必要である。そして下層階級が政治に対してある程度の発言力をもつことは平等な法律の形成に役立つというのが、それを正当化する唯一の理由であるという (James 2, pp.130-1)。しかしマルサスが普通選挙までを考えていなかったことは、1817年の第5版で追加された章での「普通選挙と毎年議会という制度の下では、人々の全般的な失望があらゆる種類の統治の実験をもたらし、その変化は最終的には軍事独裁によって終わるであろう」(James 2, p.135) という説明から明らかである。

4-3 救貧法の漸次的廃止計画の提示

『人口論』第2版においてマルサスは、救貧法の漸次的廃止を主張し、そのための具体的な提案を示した。すなわち、

「この目的[救貧法の廃止]のために、ある規則をつくり、その法律の制定の日付から1年を経過して以後の結婚から生まれるいかなる子供も、また同じ日付から2年経過後に生まれるいかなる私生児も、教区の扶助を受ける資格をもたないと宣言することを提案したい。」(James 2, p.139)

これが法律に関する具体的な提案であるが、その法律を周知徹底させるために、各教区の聖職者

が結婚式において、両当事者に対して、両親に子供の扶養義務があること、扶養できる見込みがない状態での結婚は不道德であることを告げることを提案する。

「そしてこの法律についてより一般的な知識を与え、下層階級の人々の心にそれをより強く植え付けるために、各教区の聖職者が、結婚の儀式をとり行うのに先立って、両当事者に対して短い挨拶文を読み上げ、各人が自分の子供を扶養する強い義務を負っていること、これを果たすことができる見込みがないままでの結婚が不正であり不道德でさえあること、もっぱら両親にあるべき義務を公的な制度によって補助するという試みから貧民自身に対して害悪がもたらされたこと、それらの制度が意図したのと正反対の影響がもたらされた結果それらの制度をすべて廃止する必要が十分に明らかになったことを説明すべきである。」(James 2, p.139)。

このような警告を発したとしても、結婚し自分の子供を扶養できない場合があり得る。自分の子供を扶養できる見込みがないのに結婚した場合について、マルサスはいっさいの公的扶助が否定されるべきであり、その場合の救済は私的な慈善によるべきであるとする。ただしその場合の慈善は、気前の良いものであってはならず、繰り返された警告に従わなかった結果の責任を彼が負うのは当然であり、社会に対して扶助を要求する権利はないこと、その場合にもし彼の家族が極度の飢餓から救われたとすれば彼は恩恵を与えてくれた人に感謝しなければならないこと、これらが教えられなければならないとする。マルサスの考えでは、気前良く与えられる慈善は、怠惰を助長し、将来に対する配慮を失わせてしまう (James 2, pp.140-1)。

上記の警告がなされた後に生まれる私生児についても、いっさいの教区扶助が否定されるべきであるという。そして子供を遺棄した親の責任が追及されるべきであるとする。第2版では、明示的には述べられていないが、第3版(1806年)では私生児の扶養は、全面的に私的慈善によるべきであると指摘する (James 2, p.141n)。

マルサスによれば、ここでマルサスが提案する計画が実施されれば、救貧税は数年後には急速に減少するようになり、遠くない将来においてなくなるであろうと予測する (James 2, p.144)。

マルサスは救貧法の廃止を主張するのであるが、イングランドに救貧法があるからこそイングランドの貧民の状態は救貧法のない他国の貧民の状態に比べてよいという主張に対して、真実は逆で、救貧法があるにもかかわらずイングランドの恵まれたその他の条件の故に貧民の状態が比較的良好なのだという。イングランドは、マルサスによれば、自然と政治の両方の点で他国より恵まれた条件を備えている。土地と気候は他国に比べてよく、穀物の全面的な不作は起こらない。また島国であるので、輸入に好都合である。そして製造業は、農業で雇用されない労働者のすべてを雇用し(1806年の第3版からは「ほとんどすべての労働者を雇用し」に修正されている)、生産物を住民全体に漏れなく行き渡らせる。多くの人々の間に生活の便宜品と快適品に対する嗜好があって、これが向上心を生み、勤勉と将来に対して配慮する心を形成している。こうした人々の特性はイギリスの統治の構造と法律が優れていたことによってもたらされたものである、とマルサスはみなすのである (James 2, pp.144-5&n)。

4-4 一般原則としての道徳的抑制の普及

さまざまな救済手段が考えられ実行されてきたが、マルサスはいかなる手段も道徳的抑制を普及させることに役立つものでなければならぬと考える。道徳的抑制の普及に貢献するか否かの観点からマルサスはさまざまな救済方法について論じているのであるが (James 2, pp.164-96)、そのうちのいくつかについてみておこう。

私的慈善

上で見たように、私的慈善も公的な救済と同様に、人々の道徳的抑制の形成に対して阻害要因として作用する。しかし、救貧法が廃止された後にも生ずる貧困は、私的慈善によって救済される以外にない。そこでマルサスは、私的慈善が与えられる場合の与えられ方を問題とする。マルサスは、貧困の恒久的な解決は道徳的抑制の普及による以外にないのであり、したがって私的慈善も、この道徳的抑制の普及に対して貢献するか、あるいは少なくともその妨げにならないという方法でなされなければならないと考える。

マルサスの考えでは、「慈善を安心して頼りにできる基金と誰も見なさないようにすることが、貧民の一般的幸福にとって最高度に重要である。」(James 2, p.160) つまり、慈善は恒常的組織的であってはならないのである。次に、慈善は差別的でなければならないという。「経験は、ただ1つの例外もなく、貧困と困窮は無差別な慈善の量につねに比例して増加してきたことを証明していると思う」(James 2, p.161) のである。慈善による救済の対象となるべきは、最善の努力をしてもさけられないような、予測不可能な原因から来る災難に巻き込まれた勤勉で慎重な人々である。こうした慈善は害悪を生む心配はないという。怠惰で思慮のない人々の困窮は、救済する価値はなく、たとえ救済するとしても余裕がある場合にかぎり、最低の賃金を受け取っている非熟練労働者の生活水準よりも低い生活しか与えないようなものでなければならない (James 2, pp.161-2)。

教育

道徳的抑制の普及方法としてマルサスが重視するのが、労働者教育の普及である。マルサスによれば、教育は他者を妨害することなく利益を享受できるだけでなく、1人を引き上げることが他の人々をも引き上げることに役立つという特徴をもっている (James 2, p.189)。教育によって人々が慎重さを獲得し、将来に対する配慮をするようになれば、それは道徳的抑制の普及に貢献するであろう。スコットランドの経験を例に引き、マルサスは教育の効果について次のように述べる。

「教育の実際的なよい効果は、スコットランドにおいて長いあいだ経験されてきた。そして判断する立場に置かれたほとんどあらゆる人が、教育が犯罪の予防、勤勉さ、道徳、規則正しい行いを助長するのにかなりの効果をもっているように思われるという、証言をしているのである。」

(James 2, p.200)

マルサスは、教育が労働者の精神的向上をもたらすと考え、国民的教育制度の確立を勧める。この時代には、労働者が読み書きができるようになると、扇動的な出版物を読み反抗的になるので、労働者への教育の普及は好ましくないという議論が議会でなされていたことが、想起されるべきであろう (Smart 1, p.143)。

マルサスは『人口論』第2版における道徳的抑制の導入は、人口論そのものには大きな修正をもたらしたようには思われぬ。というのは、道徳抑制は予防的制限の1つにすぎないからである。またその普及は私有財産制度を必要な前提としていたのであるから、その導入はゴドウィンやコンドルセの平等社会の構想の批判の崩壊を意味したわけでもない(10)。しかし、上で見たように、道徳的抑制の導入は市場社会における貧困問題の解決という観点からは、大きな修正をもたらしたといえよう。すなわち、道徳的抑制の導入は労働者の幸福の増進と人口の制限を両立させる方法を与えたのであって、これによりマルサスは救貧法の廃止が労働者の幸福の増大をもたらすことを、より積極的に主張することができるようになったのである。そしてマルサスは、救貧法廃止の具体的計画案を打ち出すとともに、道徳的抑制の普及の方法を考察したのである。

1807年にマルサスは、この年の国会で議論されたホイットブレッド (Whitbread) の救貧法改正案を、基本的に批判するパンフレットを公刊した(11)。ホイットブレッドの救貧法改正案は、全国的な教育制度とそれを実現するための教区学校の設立、労働者の貯蓄を促進するための機関 (Poor's Fund) の設立、居住法の改正、救貧行政の改革、教区による貧民小屋 (cottages) の建設等を内容としていた(12)。マルサスが評価したのは教育の拡大であり (1807, p.38)、特に批判したのは教区による貧民小屋の建設であった (1807, pp.39-45) (13)。このホイットブレッドの救貧法改正案の検討には、『人口論』第2版に展開されたマルサスの貧困問題への考え方がよく反映されているといっていよいであろう。

5 『人口論』第5版 農工併存主義・公共事業

マルサスの貧困の救済に関する考え方は、『人口論』第5版(1817年)においてかなりの変化を見せたように思われる。変化した点は、第1には労働者階級の幸福が食料だけに依存せず、製造品の消費にも依存することが強調されるようになった結果、製造業についての評価が変わり、労働者階級の幸福にとって農業と製造業が併存する経済がもっとも望ましいとするようになったことである(14)。第2点は、後の『経済学原理』(1820年)で理論的に展開される一般的供給過剰の理論の考え方が現れ、公共事業を一時的な救済策として挙げるようになったことである。一般的供給過剰に関してはマルサスの『経済学原理』の出版を契機に1820年から21年にかけて、マルサスとリカードウの間で、ナポレオン戦争後のイギリスの不況との関連で本格的に論争されるのであるが、一般的供給過剰の可能性をめぐることは、すでに1814年の秋の時点で、マルサスとリカードウの間に論争が行われていた(15)。

5-1 農業主義から農工併存主義へ

『人口論』第5版でも、労働維持のファンドが食料のみからなるという説明は変更されていない(James 1, p.325)。しかし、労働者階級の状態がもっぱらこのファンドの増加に依存するのではないということが強調されるようになってきている点は、注目されなければならないであろう。

「より詳しく調べてみると、しかしながら、労働維持のためのファンドは富の増加にともなって必ずしも増加するものではなく、それに比例して増加することは滅多にないこと、そして社会の下層階級の状態は労働維持のためのファンドの増加、あるいはより多数の労働者を扶養する力にももっぱら依存するのではないということが、見いだされるであろう。」(James 2, p.77)

この引用文の前半は、労働維持のファンドは富の増加に伴って必ずしも増加しないという、『人口論』初版以来の見解を示している。しかし、後半の下層階級の状態が労働維持ファンドのみに依存しないという指摘は、これまでにないものであり、マルサスの考え方の変化を示すものといえよう。さらにマルサスは、労働者階級の幸福が食料のみでなく製造品の消費にも依存することを強調する。

「しかし、社会の下層階級の状態は、確かに、労働維持のためのファンドの増加、あるいはより多くの労働者を維持する手段に、もっぱら依存しているわけではない。これらの手段がつねに貧民の状態の非常に強力な決定要因であり、また人口増加の主要な決定要因であることには、疑いがない。しかし第1に、社会の下層階級の安楽は食料だけに依存するのではなく、また厳密な意味での必需品だけに依存するのでもない。そして若干の便宜品、さらに奢侈品さえも入手できるのでなければ、彼らがよい状態にあると考えることはできないであろう。」(James 2, p.80)

食料や厳密な意味での必需品だけでなく若干の便宜品や奢侈品を消費できるのが労働者にとって良い状態であるのは明らかであるとして、逆にこうした状態の実現は労働者が便宜品や快適品への嗜好をもつことに依存するのである。つまり、こうした状態の実現は労働需要の増加そして賃金率に依存するだけでなく、労働の供給の増加率にも依存するのであるが、労働の供給の増加率は労働者自身の行動様式に左右される。すなわち、「社会の下層階級の状態を改善する上でもっとも持続的な影響をもつ原因は、主として個々人自身の行動と慎重さに依存する。したがって、それは生存手段の増加と直接的にも、また必然的にも結びついていないのである。」(James 2, pp. 80-1) 労働の供給の増加率は労働者が便宜品や快適品への嗜好を形成することにより低下し、このことが実質賃金率の上昇をもたらすのである。マルサスによれば、労働者の便宜品や快適品への嗜好は、便宜品や快適品が豊富になり、食料がある程度希少である時以外には形成されない。そしてこのような条件がよい統治と結びついたときに、この嗜好は特に形成されやすくなるとする (James 2, p. 85)。

労働者の状態が食料だけでなく便宜品や快適品にも依存するという認識が強調されるようになった結果、製造業についてその不健康な点、需要が変化しやすい点がいぜんとして指摘されているものの、以前よりも肯定的な評価に変化したといつてよいであろう。すなわちマルサスは、「製造業や商業の導入だけが大眾を奴隷状態から解放し、勤勉や蓄積に必要な刺激を与える」と述べ、さらに「商業と製造業は農業にとって必要である」(James 2, p. 29) としている。そしてもっとも望ましい経済のあり方として、農業と製造業・商業が適当な割合で併存する経済を挙げるのである。マルサスがここで考える経済は、「土地の資源と、商業と製造業に投下された資本が、両方ともかなり存在し、しかもいずれか一方が他よりも大きくまさっていない」ような経済である (James 2, p. 40)。このように、『人口論』の以前の諸版において製造業の発展は労働者階級の幸福を増進しないとされていたことを考慮すると、農業が優先するとしているものの (James 2, p. 29, 30)、製造業に対するマルサスの評価は大きく変化したといわなければならない。ただし、労働者の幸福が食料の消費可能性にのみ依存するものではなく製造品にも依存するという考え自体は、第5版で突然登場したのではなく、すでに第2版においてもそうした考えを示す表現がある(例えば、James 2, p. 108)。したがって、製造業に対するマルサスの評価は第2版以来徐々に変化し、第5版において明確な表現をとるに至った、と理解することができるであろう (16)。

5-2 失業の新たな認識と一時的解決策としての公共事業

『人口論』第5版では、救貧法に関して新しい章が追加された。1817年に追加されたこの章はナポレオン戦争後の深刻な不況を反映している。その中で、特に深刻な不況における一時的な雇用対策として公共事業が望ましいという考えを示している。マルサスは、ナポレオン戦争後の不況の原因として急激な需要の減退を挙げている。

マルサスは失業対策としての公共事業についてはじめて言及し、それを一時的な対策として勧める理由を次のように述べている。

「もしそれが、かなりの期間慈善だけに頼っていることによってもたらされるであろう有害な習慣と怠惰の悪い道徳的影響を回避するためだけであるとしても、それでも可能ならば、仕事から投げ出されている人々を雇用することが望ましいであろう。しかし今述べた諸困難は、われわれが努力のこの部分において慎重に進まなければならないこと、そして選択されるべき雇用の種類はその結果が既存の資本を妨害しないようなものであるということを示しているであろう。そのようなものは、あらゆる種類の公共事業、すなわち道路、橋、鉄道、運河その他の建設と保修等、そして現在ではおそらく、農業資本の莫大な喪失があったのであるから、公共の資金で実行することのできる土地の上のほとんどあらゆる種類の労働である。」(James 1, pp.369-70)

ポインターは、この文の「怠惰と…有害な習慣の悪い道徳的影響を回避するため」というところを引用し、マルサスが公共事業を勧める根拠として、この程度の認識しか示していない、と指摘している (Poynter, pp.226-7)。しかし、上の文をよく検討すると、マルサスはたとえそれだけのためであるとしても公共事業を行う意味があると述べていることがわかる。さらにマルサスは、一般的供給過剰について、それを説明する理論を展開しているとは言えないにしても、そのアイデアをもっていたことを示す説明を行っている。

以下で見るように、マルサスの一般的供給過剰の理論は、急激に貯蓄が増加し投資が増加することでアダム・スミスの意味での不生産的労働者が生産的労働者に転化し、一方で生産が増加するのに対して他方で需要が増加しないことによって不況になり失業が発生することを示す。少なくともこの理論の考え方を示すと思われる次のような説明を、マルサスは行っている。

「実際国内で生産され国内で需要されるすべての生産物に関言えば、国債の結果である資本の収入への転換は必ず供給に対する需要の割合を上昇させるに違いないということは、まったく確かである。」(James 1, p.371)

マルサスの一般的供給過剰の理論にしたがえば、国債の発行による政府支出の増加は経済全体の需要を増加させ、労働への需要を増加させるから、労働者階級にとって有利な効果をもつ。この点をマルサスは、明確に述べている。

「以上の説明は、一般に考えられるであろうよりも正確に社会の労働者階級に対する国債の影響を表している。またそれは、国債の償還によって社会のかなりの部分の人々の需要が増加するであろうから、これらの需要の増加は地主や政府の需要の喪失によって相殺されないし、しばしばそれを補って余りがあると考えることが大きな間違いであることを表している。」(James 1, p. 372)

1817年に追加された章においてマルサスが、ナポレオン戦争後の不況をこの考えによって説明していることも指摘されるべきであろう。戦争と課税は通常は資本と生産の増大を阻害し、したがって人口の増加を遅らせるように作用すると考えられるが、最近の戦争では政府の莫大な支

出がもたらした刺激により、戦時中に生産が増加し蓄積が進んで、戦争が終わったときには、戦争の開始時よりも富と人口が大きくなっていたことを、マルサスはまず述べる。その上で戦後の不況が、「生産への異常な刺激の突然の停止」によって引き起こされたものであると説明する (James 2, pp.134-5)。そしてこれによって生じた失業が、最近の政府に対する不満の主要な原因の1つであったというのである。すなわち、「政府に対する不満の主要な原因の1つは、働く能力と意思の両方をもつかなりの数の労働者がまったく職を失い、その結果生活の必需品を購入することができないということであった。」(James 2, p.133)

以上のように、1817年に出版された『人口論』第5版においてマルサスは、労働者の幸福が食料にのみ依存するのではなく製造品の消費にも依存することを強調し、製造業の発展は労働者階級の幸福の増大につながらないとするそれ以前の農業主義から、農業と製造業が適当な割合で併存する経済が労働者の幸福の増進にとってもっとも望ましいとする農工併存主義へと、製造業についての評価を大きく変えたのである。また第5版においては、後の『経済学原理』(1820年)において展開されることになるマルサス独自の一般的供給過剰の理論のアイディアと、そのアイディアに基づく失業の一時的救済策としての公共事業の考え方が現れていることは、注目されるべきであろう。そしてこのことと関連して、マルサスは経済における好況と不況の交替現象を明確に認識するようになり、不況の中で労働者階級が深刻な困窮に陥った場合の一時的な救済策としての移民の有用性を認めている点も、指摘してよいであろう (James 1, pp.346-7)(17)。また移民に関してマルサスは1827年に移民特別委員会において証言し、移民が出た後に人口がすぐに増加してしまわないという条件の下では、移民が救貧法行政の改善による貧困の軽減を可能とすることを認めている。ただし、このように移民の一時的な有効性を認めつつも、貧困の根本的な改善のためには、救貧法の廃止が必要な条件であることをマルサスは強調しており、救貧法の廃止が貧困問題の解決に絶対的に必要であるとするマルサスの考えには変化はない (Parliamentary Papers 1827, vol. V, Third Report, p.323)。『人口論』第6版が1826年に出されたが、大きな変更点はなく、その内容は第5版とほとんど同じである。

6 『経済学原理』 賃金の理論・一般的供給過剰の理論

周知のように、マルサスはリカードウとの論争の中で独自の経済学を形成し、リカードウの『経済学および課税の原理』に対抗して『経済学原理』(1820年初版、1836年第2版)(18)を出版した。『経済学原理』は1817年の『人口論』第5版に現れたアイディアを理論化し展開したものである。ここには農工併存主義を反映する新しい賃金の理論と、失業の一時的救済策としての公共事業の理論的基礎である一般的供給過剰の理論が示されているのである。ここではマルサスはアダム・スミスの富の定義を採用した上で、その生産的労働と不生産的労働の区別を導入して、賃金の理論と一般的供給過剰の理論を展開していることが注目されるべきである。

6-1 賃金の理論 製造品を含む労働維持ファンド

上で見たように、『人口論』初版における実質賃金率決定の考え方は非常に単純であった。その後第5版において労働者の状態が食料にのみ依存するのではないということが強調されるようになったが、実質賃金率が食料のみからなる労働維持ファンドと労働人口の割合で決定されるという説明は変わっていない。しかし『経済学原理』初版において、実質賃金率の決定に関するマルサスの説明は、かなりの変化を示している。その1つは、労働維持ファンドが食料のみからなるという考え方が放棄されている点である。また実質賃金率の決定は、成長過程の問題として考察されている。マルサスは、基本的な考え方を次のように述べる。

「社会の労働階級の状態は、明らかに、一部は国の資源と労働に対する需要が増加している率に、そして一部は人々の食物、衣料そして住居に関する習慣に依存しているに違いない。」(1, p.248)
「もし人々の習慣が固定されたままにとどまるならば、早期に結婚し大きな家族を扶養する能力は、国の資源と労働に対する需要が増加している率に依存するであろう。そしてもし国の資源が固定されたままにとどまるならば、社会の下層階級の厚生は彼らの習慣、あるいはそれなしには彼らの数を維持することに同意しないであろう必需品と便宜品の量に依存するであろう。」(1, p.248)

この引用文における「国の資源」は、社会全体の生産を意味するものと理解することができるであろう。なぜならば、マルサスは『経済学原理』第2版(1836年)において労働需要の増加はいかなる形態の資本の増加にも比例せず、また「私がかつて考えたように、年生産物全体の交換価値の増加にも」比例しないと述べていることから(2, p.234)、生産物全体の価値を意味するとみることができるからである。第2版でマルサスは「国の資源」を「労働維持のためのファンド」に置き換える(2, p.224)。「労働に対する需要」は、マルサスの考えでは、「資本」だけではなく「収入」にも依存する。マルサスは、『経済学原理』においてはアダム・スミスの意味での生産的労働

者と不生産的労働者を区別し、生産的労働者は資本によって雇用され、不生産的労働者は収入によって雇用されると考える。労働の雇用に当てられる資本と収入が「労働維持のためのファンド」であり、それは食料だけではなく製造品の必需品をも含むものと理解される。『経済学原理』の初版ではこの点を明示的に述べていないが、第2版では「これらのファンドは主として生活の必需品、あるいは社会の労働者階級の食物、衣料、住居および燃料を支配する手段からなる」(2, p.234)と説明しているからである。

上で見たように、『経済学原理』第2版では労働需要の増加は「年生産物の交換価値の増加」に比例せず、「実際に労働の維持に用いられるファンドの量と価値の増加率にのみ、比例する」(2, p.234)と述べていることから(19)、マルサスは実質賃金率の決定について、考え方を第2版にいたって変えたように見られるかもしれない。しかし、この点に関するマルサスの考えは、基本的には変わってはいないように思われる。というのは、労働維持のファンドの価値の増加は、社会的生産物の交換価値の増加に比例しないとしても、それが増加すれば増加すると考えているからである。

「労働維持のためのファンドの価値の増加が労働で評価した全生産物の交換価値の増加に厳密には比例しないのは、まったく確かであるが、しかし、普通の時には、そして個人的サービスの生産的労働に対する割合に大きな変化が起こっていないときには、そのような交換価値の増加には一般的に労働に対する需要の増加が続いて起こるのである。というのは、その普通で自然な結果は労働の維持に当てられるファンドの価値を増加させることであるからである。」(2, p.236)

この引用文における「個人的サービス」は、初版の「不生産的労働」に代って用いられるようになった用語である。また労働維持のファンドの「量と価値の増加率」とわざわざ述べているが、それはなぜであろうか。これは、次のように説明されるであろう。すなわち、労働維持ファンドは生活必需品からなると考えられるのであるが、もしそれが価値の増加を伴わず量だけ増加するならば、それは貨幣賃金率に比した必需品価格の低下を意味しており、そのことは利潤率の低下を同時に意味する。利潤率の低下は資本蓄積率の低下をもたらす、労働需要の増加率の低下をもたらすであろう。逆にもし量の増加を伴わず価値の増加が生ずる場合には、労働需要を増加させようとしてもすぐに貨幣賃金率の上昇を招いてしまい、実際の労働需要の増加率は高くない。マルサスが労働需要の増加率が「労働維持のために用いられるファンドの量と価値の増加率」に比例するというとき、彼が意味していたのは適度な利潤率をもたらす価格を伴う必需品の生産の増加であったと思われる。さらにマルサスの考えに従えば、適度な利潤率をもたらす価格は不生産的労働者と生産的労働者の適度な割合が存在する場合にもたらされるのである。

上の引用文にあるように、「習慣」は労働者の生活水準に対する要求であって、与えられた実質賃金率の水準に対する人口増加率を左右する。この「習慣」は実質賃金率の水準に影響するけれども、逆に実質賃金率の水準によって影響される。しかし、実質賃金率だけでなく、社会や政治のあり方、教育なども「習慣」に影響する。マルサスによれば、要求水準が低く高い人口成長率をも

たらず「習慣」は、「専制、抑圧、無知」の下で形成される。低い人口増加率をもたらす「習慣」は、市民的および政治的自由、教育の下で形成される (1, p.251)。

マルサスは、社会の下層階級の慎重な習慣を生み出す要因のうちでもっとも重要なものは、市民的自由であるという。というのは、勤労の精神を自由に発揮でき、獲得する財産の安全が保障されていると感じることができなければ、人々は将来について考えることはできないし、将来のために備えることもできないからである。そして経験上、政治的自由がなければ、市民的自由もない。教育は、市民的自由と政治的自由の下で生ずるであろう、よい「習慣」を高めるであろう。マルサスは、低い「習慣」をもった例としてアイルランドをあげ、高い「習慣」をもった例としてイングランドをあげている (1, pp.251-4)。

6-2 一般的供給過剰の理論

雇用に関しマルサスは、『経済学原理』においてアダム・スミスの意味での不生産的労働者と生産的労働者の区別を導入して、独自の一般的供給過剰の理論を展開する。

マルサスによれば、社会には労働の完全雇用を維持するような最適な不生産的労働者と生産的労働者の割合が存在する。過剰な貯蓄がなされ投資が行われた場合 (マルサスは貯蓄と投資はつねに等しいとする)、労働力人口の増加分よりも大きな労働力の需要の増加が生じ、不生産的労働者から生産的労働者への転換が起こる。その結果、社会における不生産的労働者と生産的労働者の割合は低下する。不生産的労働者の生産的労働者への転換に伴って、製造品を含めた必需品と奢侈品の両方の生産量が増加する。これに対して、地主や資本家の不生産的労働者の雇用と奢侈品の消費の間には補完関係が存在するので、地主と資本家の奢侈品への支出は減少する。労働者の必需品への支出は増加するが、地主と資本家の奢侈品への支出が減少した分増加するだけなので、社会全体としての支出は増加しない。その結果、支配労働ではかった生産物の価格は低下し (これをマルサスは「有効需要の減少」と呼ぶ)、両方の産業で利潤率の低下が生ずる。利潤率が低下すると投資が減少し労働力需要の増加率が低下するのに対して、支配労働ではかった必需品価格の低下は実質賃金率の上昇であるので、労働力の供給の増加率は上昇する。その結果として、失業が発生する。(利潤率が極端に低下し、資本の蓄積率が極端に低くなり、失業が発生するような事態をマルサスは「一般的供給過剰」(general gluts) と呼ぶ (20)。

過剰な貯蓄＝投資による不況と失業の発生メカニズムについてのマルサスの以上の考えは、次の1節にもっともよく現れていると思われる。

「仮定されたケース [過剰な貯蓄＝投資があった場合] においては、資本の蓄積によって、不生産的労働者が生産的労働者に転換されたことによって、市場に異常な量のあらゆる生産物が明らかに存在するであろう。他方、労働者数は全体として同一であり、地主と資本家の消費のための購買能力と意思は仮定によって減少しているのであるから、労働と比較した生産物の価値は、利潤

率をほとんどゼロになるまで低下させ、ある期間それより大きな生産を停止させてしまうほど、必然的に低下するであろう。しかし、これこそが供給過剰 (glut) という言葉がまさに意味するものであり、そしてこれは、このケースにおいては、明らかに部分的ではなく一般的 (general) である。」(1, p.354)

またこの結果生じた不況において失業が発生することについては、マルサスは次のように述べている。すなわち、「もし、貯蓄の過程において、資本家が失うものすべてを労働者が得るならば、富の増加の停止は、リカード氏が述べるように、一時的なものでしかないであろう。そしてその結果について心配する必要はない。しかし、もしある点を越えて押し進められた収入の資本への転化が、生産物に対する有効需要 (effectual demand) を減少させることにより、労働者階級を雇用から投げ出すに違いないとするならば、ある点を越える節約の習慣の採用には最初はもっとも抑圧的な効果が、そしてその後は富と人口の顕著な停滞が伴うことは、明らかである。」(1, p.369)

この失業も一時的ではあるが、しかし製造品需要における流行の変化によって生ずる摩擦的な失業とは異なり、全般的なものである。また一時的といっても、労働者の失業期間はかなり長いという認識になっている。また不況と失業を発生させる過剰な貯蓄 (= 投資) は、奢侈品や便宜品に対する消費欲求はいつでも無限にあるものではなく、それらが形成されるのには時間と刺激が必要であることから (1, pp.468-70)、起こりやすいとマルサスは見ていたのである。

マルサスは『経済学原理』においては、明らかに好況と不況の循環現象を認識している。それは、政府支出の急激な変化、貯蓄を無条件的に賛美する経済学者の思想の影響による過剰貯蓄、過剰投資の傾向などによって生ずると考えていた (1, pp.516-21)。その際不況であってもしばらく待てば好況がやってくるのであるから、なにもせず待てばよいという考え方はとらなかった。というのは、不況から好況に至るまでの期間は調整期間と考えることができるのであるが、マルサスは、労働者個人にとってそれは決して短い期間と見なすことはできないとみたからである。「理論的著作家たちは、彼らの計算において、これらの期間を無視する傾向がある。しかし、しばしば生ずる8年あるいは10年は、人生において重要な期間である。その期間は、それが繁栄のそれであるかあるいは逆境のそれであるかによって、重大な幸福あるいは悲惨の量をもたらす、その期間が終わったときには国を非常に異なった状態におくであろう。」(1, pp.521-2)

こうした循環の中で労働者は、他の階級に比べて不利な状況に置かれるという。すなわちマルサスは、労働者は好況の恩恵にあずかるとしても彼らが不況の期間に被る苦難を相殺するほどのものではないとみるのである。「彼ら[労働者]は低賃金の期間にもっとも大きな困窮を被るけれども、高賃金の期間に十分に補償されることはあり得ない。彼らにとって、変動はつねによいことよりも大きな害悪をもたらすに違いない。」(1, p.522)

マルサスの一般的供給過剰の理論によれば、不況期間における労働者の失業を救済するための公共事業は、単に救済される労働者のためだけではなく、不況からの経済の回復手段としての意

味をもつ。マルサスは、労働需要の回復をもたらす唯一の原因は社会の生産物全体の支配労働で測った交換価値の増大であるとする(1, p.506)。マルサスの考えでは、政府の介入がない場合、支配労働で測った生産物の交換価値の増大をもたらす、不況からの回復をもたらすのは貨幣賃金率の低下である(1, p.455)が、貨幣賃金率は多くの労働者がかなりの期間雇用から投げ出された後でしか低下しない(1, p.258)。したがって政策的に社会的生産物の交換価値の増大をはかることが、必要となる。そうした方策としてマルサスは、土地財産の分割、国内商業および外国貿易の拡大、不生産的労働者の維持を挙げている。これらのうち、土地財産の分割は短期間には実行できないし、商業の拡大は政府の手で直接左右することができない。政府の政策として短期間に実行できるのは、不生産的労働者の維持だけである。そして社会的生産物の価値を増大させる不生産的労働者の維持として意味をもつのが、公共事業なのである(1, pp.505-12)。

マルサスは『経済学原理』において公共事業を単なる失業者の救済としてではなく、生産物に対する需要を回復させ労働需要を回復させて、労働者階級の状態を一般的に改善する手段として考えたのである。『経済学原理』では救貧法についてほとんど言及していないけれども、救貧法がもたらす影響についての認識は変化していないと思われる(1, pp.258-9)。失業者に教区手当を出したり、あるいは教区で雇用するという救済方法よりも、市場への生産物の供給の増加をもたらさない公共事業に労働者を雇用することで労働需要を回復させるという方法がとられるべきであるというのが、マルサスの考えであった。

ただし公共事業に失業者を雇用するといっても、それが人口増加を促進し減少した労働需要に人口が調整されるのを妨げるようなものであってはならない。そこでマルサスは、公共事業で支払われる賃金率は市場賃金率よりも低く設定される必要があることを指摘する(1, pp.511-2)。

以上で確認したように、『経済学原理』において展開された賃金の理論と一般的供給過剰の理論は、『人口論』第5版(1817年)に現れていた労働者の幸福が食料だけでなく製造品にも依存し農工の併存がもっとも望ましい経済のあり方であるとする考えと、政府支出の急激な減少による生産への刺激の減退が失業を発生させるという認識を、労働維持ファンドに製造品を含め、さらにスミスの不生産的労働と生産的労働の区別を導入して理論化したものといっていよい。マルサスは一時的な失業の救済策としての公共事業を主張する理論的基礎を一般的供給過剰の理論によって与えたのであるが、それは貯蓄と投資がつねに等しいことを前提とし、公共事業への政府の支出分だけ民間の投資が減少するという「大蔵省見解」に立つ(1, p.511)、非ケインズ的な理論であったことは注意されなければならない。そして新しい賃金の理論と一般的供給過剰の理論の展開は、『人口論』でマルサスが到達していた貧困問題の認識に理論的基礎を与えたのである。

7 むすび

以上われわれは、『人口論』初版(1798年)から『経済学原理』(1820年)に至るマルサスの経済思想の進化を、貧困問題を中心としてみてきた。マルサスは、救貧法は貧困を減少させるのではなく逆に増加させてしまうとみて、その廃止を主張し、市場社会における貧困問題の唯一の恒久的な解決の途を労働者階級における道徳的抑制の普及に求めた。マルサスの経済思想の展開を全体としてみるならば、マルサスの最大の関心が市場社会における貧困の問題にあったことは明らかであろう。市場社会における貧困の問題の解決という視点から見れば、マルサスの経済思想の展開の過程には、2つの大きな転換点があったように思われる。

第1の転換点は、『人口論』第2版(1803年)における道徳的抑制の導入である。これによってマルサスの主要な関心が、それまでのユートピア的な平等社会の構想に対する批判から、市場社会における貧困問題の解決へと移行したといっていよいであろう。マルサスは貧困問題の唯一の解決の途を労働者の道徳的抑制の普及に求め、その観点から救貧法の廃止の具体的な計画案を提示し、道徳的抑制の普及のためのさまざまな方法を模索するようになったのである。

第2の転換点は、ナポレオン戦争後の不況を背景とする『人口論』第5版(1817年)における、農業主義から農工併存主義への転換と一般的供給過剰の理論のアイディアに基づいた一時的失業対策としての公共事業の導入である。これによってマルサスは独自の経済学の形成へと向かい、マルサスの市場社会における貧困問題の認識はより現実的となった。『経済学原理』(1820年)は『人口論』におけるアイディアに理論的基礎を与えるものと評価してよいであろう。『人口論』第6版(1826年)が出たが、マルサスは『経済学原理』で展開した理論を取り込み書き直すことをしなかった。

確かにマルサスは、経験主義的で急激な変革を望まなかったし、階級存在を前提とした上で問題の解決を考えようとした点で保守的であった。しかしマルサスは形成途上にあった市場社会を問題としたのであって、労働者階級が自らの幸福を増進するために自分で実行できる解決策として道徳的抑制の普及を考えた、すなわち市場社会の中で幸福を達成することのできる労働者の形成を追求したと言えないであろうか。

貧困の問題についてのマルサスの議論は、論争を刺激し、救貧法をめぐる議論に大きな影響を与えた。イギリスにおける救貧の問題については、議会においても激しい議論の対象となり、そのための特別委員会が何度も設けられた。マルサス以外にも多くの古典派経済学者が、救貧問題を論じ、貧困救済政策に関わった(21)。救貧問題の議論や政策へのマルサスの影響の検討、他の古典派経済学者の議論との比較検討がなされなければならないが、それらは今後の課題としたい。

注:

- (1) これらはイングランドとウェールズをあわせた人口である。本稿でイギリスという場合、基本的にイングランドを意味している。Cf. Mitchell, pp.5-6.
- (2) 小山路男『イギリス救貧法史論』pp.38-9。以下救貧法に関する説明は、基本的にこれによる。イギリス救貧法の歴史に関する詳しい研究としては、例えば、Nichollis (1904), Pashley (1852), Webb (1927, 1929)がある。
- (3) この情報源は議会調査である (Poynter, p.20 n., 281 n.)。
- (4) 以下の内容は Barnes (1930) による。
- (5) 1798 は『人口論』初版を示す。以下『人口論』初版からの引用はページ数のみで示す。
- (6) ピットの法案については Poynter (1969), pp.62-76 に詳しい説明がある。また Webb (1929), Part II, vol.1, pp.34-9 を参照。
- (7) 同様な主旨の指摘は、pp.94-5 にも見られる。マルサスはピット法案の問題の条項を「3 人を上回る子供 1 人につき週 1 シリングを与える条項」(p.134) としている。
- (8) 以下『人口論』第 2 版、第 3 版、第 4 版への言及はすべて James (Patricia) 編の対照版により、James と記して示す。James 1, James 2 の 1、2 は巻を示す。
- (9) Malthus (Thomas Robert), *An Investigation of the Cause of the Present High Price of Provisions: containing an illustration of the nature and limits of fair price in time of scarcity; and its application to the particular circumstances of this country*. By the Author of the *Essay on the Principle of Population*. London, 1800. 以下これへの言及に際しては 1800 で示す。
- (10) この点については詳しくは、南 (1966, pp.117-9) を参照。
- (11) Malthus (Thomas Robert), *A Letter to Samuel Whitbread, Esq.M.P. on his Proposed Bill for the Amendment of the Poor Laws* (1807). 以下 1807 として示す。
- (12) ホイットブレッドの救貧法改正案の内容については、Smart (1910) 1, pp.137-44 および Poynter (1969), pp.207-12 を参照。
- (13) ホイットブレッド法案に対する反響については、Poynter (1969), pp.212-22 を参照。
- (14) 農工併存主義への転換については、羽鳥卓也 (1991)、Gilbert (1980) が論じている。
- (15) Ricardo, *Works*, VI, pp.131-64 (邦訳pp.152-89)。マルサスとリカードウの間における一般的供給過剰をめぐる論争について詳しくは、拙稿 (1986) および中村廣治 (1992) を参照。後者は 1814 年における論争を扱っている。ナポレオン戦争後の不況の原因と対策をめぐるマルサスとリカードウの論争については、拙稿 (1989) を参照。
- (16) Gilbert (1980) は、経済の成長方式に関するマルサスの考え方の変化として、製造業への評価の変化を論じている。
- (17) 『人口論』第 2 版でも、移民を「部分的一時的な手段」としては認めていたが、その根拠は

地球全体の開発、文明の普及ということであった (James 1, p.346)。

(18) Malthus (T.R.), *Principles of Political Economy considered with a view to their practical application*. 1st ed., 1820, 2nd ed., 1836. 以下初版としては、Pullen (J.) 編の variorum edition を用い、引用に当たっては 1 (初版の意味) で示す。第 2 版を引用する場合は、2 (第 2 版の意味) で示す。

(19) 『人口論』第 6 版 (1826 年) において「労働維持のファンドの量と価値」という表現が用いられている (James 2, p.40n)。マルサスの死後出版された『経済学原理』第 2 版には編者によってかなりの手が加えられているという見解があるが、この表現はマルサス自身のものであることがこれによって確認される。なお、『経済学原理』第 2 版には編者によってかなりの手が加えられているという見解については、Pullen (John) 編の variorum edition の Introduction (1, pp.lxi-lxiv) および Pullen (1978) を参照。

(20) マルサスの一般的供給過剰の理論について詳しくは、拙稿 (1988) および (1993) を参照。マルサスの一般的供給過剰の理論は、一見ケインズ的であるが、非ケインズ的なマルサス独自の理論である。

(21) もっとも典型的なのは、N.W. シーニアであろう。シーニアは 1832 年に設けられた救貧法特別委員会の指導的なメンバーであった。救貧法特別委員会へのシーニアの関わりについては、Bowley (1937) が詳しい。

(わたらい かつよし 一橋大学社会科学古典資料センター教授)

参考文献:

- Barnes (Donald Grove) (1930), *A History of the English Corn Laws from 1660–1846*. Reprints of Economic Classics, Augustus M. Kelley, New York, 1961.
- Bonar (James) (1924), *Malthus and His Work*. 2nd ed. George Allen & Unwin, London.
- Bruce (Maurice) (1968), *The Coming of the Welfare State*. 4th ed. London., 秋田成就訳『福祉国家への歩み—イギリスの辿った途』法政大学出版局、1984.
- Bowley (Marian) (1937), *Nassau Senior and Classical Economics*. Octagon Books, New York.
- Cowherd (Raymond G.) (1977), *Political Economists and the English Poor Laws: A Historical Study of the Influence of Classical Economics on the Formation of Social Welfare Policy*. Ohio University Press.
- Digby (Anne) (1986), 'Malthus and Reform of the English Poor Law', in Michael Turner (ed.), *Malthus and His Time*, Macmillan, pp.157–69.
- Gilbert (G.) (1980), 'Economic Growth and the Poor in Malthus' *Essay on Population*', *History of Political Economy*, Vol.12, Spring, pp.83–96.
- Glass (D.V.) (ed.) (1953), *Introduction to Malthus*. Watts & Co., London.
- 羽鳥卓也 (1991) 「マルサスにおける農業主義と商工業主義—『人口論』後続諸版の改訂箇所を検討して—」マルサス学会年報創刊号、pp.9–26.
- Himmelfarb (Gertrude) (1984), *The Idea of Poverty: England in the Early Industrial Age*. Faber and Faber, London.
- James (Patricia) (1979), *Population Malthus: His Life and Times*. Routledge & Kegan Paul, London.
- Kanth (Rajani K.) (1986), *Political Economy and Laissez-Faire: Economics and Ideology in the Ricardian Era*. Rowman & Littlefield Publishers, New Jersey.
- 小山路男 (1962)、『イギリス救貧法史論』日本評論社。
- Malthus (Thomas Robert) (1798), *An Essay on the Principle of Population, as it affects the future improvement of society, with remarks on the speculations of Mr. Godwin, M. Condorcet, and other writers*. London. 永井義雄訳『人口論』中公文庫、1973.
- Malthus (Thomas Robert) (1800), *An Investigation of the Cause of the Present High Price of Provisions: containing an illustration of the nature and limits of fair price in time of scarcity; and its application to the particular circumstances of this country*. By the Author of the *Essay on the Principle of Population*, London. (In *The Pamphlets of Thomas Robert Malthus*, Reprints of Economic Classics, Augustus M. Kelley Publishers, New York, 1970).
- Malthus (Thomas Robert) (ed. by Patricia James), *T. R. Malthus, An Essay on the Principle of Population; or A View of its past and present Effects on Human Happiness; With an Inquiry*

into our Prospects respecting the future Removal or Mitigation of the Evils which it occasions.

The version published in 1803, with the variora of 1806, 1807, 1817 and 1826. Vol.1, 2. Cambridge University Press, 1989.

Malthus (Thomas Robert)(1807), *A Letter to Samuel Whitbread, Esq.M.P. on his Proposed Bill for the Amendment of the Poor Laws.* (In *The Pamphlets of Thomas Robert Malthus*, Reprints of Economic Classics, Augustus M. Kelley Publishers, New York, 1970).

Malthus (Thomas Robert)(1820, 1836), *Principles of Political Economy considered with a view to their practical application.* 1st ed., John Murray, 2nd ed., William Pickering. 1st ed. in John Pullen (ed.), variorum edition. Vol.1, 2. Cambridge University Press, 1989.

Malthus (Thomas Robert)(1826), *An Essay on the Principle of Population or A View of its Past and Present Effects on Human Happiness, with an inquiry into our prospects representing the future removal or mitigation of the evils which it occasions.* 6th edition. (Reprinted, London,1888) 大淵寛・森岡仁・吉田忠雄・水野朝夫訳『マルサス人口の原理[第6版]』南亮三郎監修人口論名著選集1、中央大学出版部、1985.

Malthus (Thomas Robert)(ed. by Bernard Semmel)(1963), *Occasional Papers of T.R. Malthus on Ireland, Population, and Political Economy from Contemporary Journals, written anonymously and hitherto uncollected.* Edited with an Introductory Essay by Bernard Semmel. Burt Franklin, New York.

南亮三郎(1966)、『マルサス評伝』千倉書房。

Mitchell (B.R.)(with the collaboration of Phyllis Deane)(1971), *Abstract of British Historical Statistics.* Cambridge University Press.

中村廣治(1992)、「初期におけるマルサス＝リカード間の「一般的供給過剰」論争」広島大学経済論叢、第15巻、第3・4号、pp.113-37.

Nichollis(Sir George)(1904), *A History of English Poor Law in Connection with the State of the Country and the Condition of the People.* New ed. by H.G. Willink. 2 vols. London. (with the 3rd vol. by Thomas Mackay).

Parliamentary Papers (1827), Vol. V, *First, Second and Third Reports from the Select Committee on Emigration from the United Kingdom with Minutes of Evidence.* Irish University Press Series, Emigration 2, Shanon, Ireland, 1968.

Pashley (Robert)(1852), *Pauperism and Poor Laws*, Longman Brown Green and Longmans, London.

Porter (Roy)(1990), *English Society in the Eighteenth Century.* Revised edition. Penguin Books, London. 目羅公和訳『イングランド18世紀の社会』法政大学出版局、1996.

Poynter (J.R.)(1969), *Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief, 1795-1834.*

- Routledge & Kegan Paul, London.
- Pullen (John)(1978), 'The Editor of the Second Edition of T.R.Malthus' *Principles of Political Economy*', *History of Political Economy*, vol.10, no.2, pp.286-97.
- Ricardo(David), *The Works and Correspondence of David Ricardo*. Ed. by P.Sraffa.Vols.1-10. Cambridge University Press, 1951-5. 邦訳『リカード全集』雄松堂、1969-78).
- Simons (Richard R.) (1955), 'T.R. Malthus on British Society', *Journal of the History of Idea*, vol.16, No.1, January pp.60-75.
- Rostow (W.W.) (1948), *British Economy of the Nineteenth Century*. Clarendon Press, Oxford.
- Smart (William) (1910), *Economic Annals of the Nineteenth Century 1801-1820*. Vol.1, 2. Glasgow, (Reprints of Economic Classics, Augustus M. Kelley, Bookseller, New York, 1964).
- Stirati(Antonella) (1994), *The Theory of Wages in Classical Economics: a Study of Adam Smith, David Ricardo and Their Contemporaries*. Translated by Joan Hall. Edward Elgar.
- Townsend (Joseph) (1786), *A Dissertation on the Poor Laws; By A Well-Wisher to Mankind*. Ed. with a foreword by Ashley Montagu and an afterword by Mark Neuman. University of California Press, 1971.
- Vint (John) (1994), *Capital and Wages: A Lakatosian History of the Wages Fund Doctrine*. Edward Elgar.
- Webb (S. and B.) (1927, 1929), *English Poor Law History: Part I, Part II* (2vols). Longmans, Green & Co., London.
- 渡会勝義 (1986)、「マルサスの経済学とケインズ—マルサス＝リカードの「一般的供給過剰」論争の評価をめぐって—」早坂忠(編)『ケインズ主義の再検討』多賀出版、pp.415-50.
- 渡会勝義 (1988)、「マルサスの「一般的供給過剰」の理論」明治学院大学『経済研究』第81号、pp.39-115.
- 渡会勝義 (1989)、「マルサスのナポレオン戦後不況の分析」明治学院大学『経済研究』第83号、pp.17-41.
- 渡会勝義 (1993)、「マルサスの経済理論——一般的供給過剰の理論を中心として——」平井俊顕・深貝保則編『市場社会の検証』ミネルヴァ書房、pp.111-41.

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 38*

発行所 東京都国立市中2-1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 1997年3月31日

印刷所 東京都八王子市石川町2951-9

三省堂印刷株式会社
